

<b>Title</b>	戦国期六角氏の地域支配構造：地方寺社への関与を手掛かりに
<b>Author</b>	新谷, 和之
<b>Citation</b>	市大日本史. 13 卷, p.78-113.
<b>Issue Date</b>	2010-05
<b>ISSN</b>	1348-4508
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学日本史学会
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University

## 戦国期六角氏の地域支配構造

### — 地方神社への関与を手掛かりに —

新谷 和之

#### はじめに

近年の戦国期畿内近国権力論は、次の二つの方向から主に研究が進められてきた。

一つは、惣村への対峙のなかで権力の特徴を描こうとする試みである。これは、「惣村と直接対峙し、自らの基盤とした」権力像を示すことで、戦国期の畿内権力が共同体を単位とする支配を近世権力に先駆けて行っていたことを強調するものである。代表的な研究としては、勝俣鎮夫の研究がある。勝俣は、惣村からの加地子収取を実現すべく、国内の領主層が階級的結集を遂げたとする<sup>①</sup>。後に勝俣は、中近世の移行を「荘園制から村町制へ」というパラダイムで論じ、成熟した共同体への対峙が強力な大名権力の形成へとつながるとの見方を示すが、<sup>②</sup>こうした議論が畿内の社会構造を検討するなかで生まれたことはいうまでもない。

勝俣の議論に対しては、東国の戦国大名と畿内の惣村とを都合よく結

び付けた観念的な議論であるとの批判が出されており、<sup>③</sup>惣村の成熟が必然的に戦国大名の成立をもたらすとはいえない。だが、天野忠幸は、戦国期畿内を席卷した三好政権を村落や都市を直接掌握した「ブレ統一政権」と評価する。<sup>④</sup>畿内近国において、共同体の成熟が権力の成長と一定程度結び付き、近世社会を準備していたことは間違いないだろう。

もう一つは、戦国期守護論から強い影響を受けた権力構造分析である。これは、権力の性格を論じる際に、幕府—守護体制に由来する前代の秩序を重視する見方である。赤松・畠山・細川氏などの守護権力において、精緻な文書論に基づき、官僚機構や家格秩序、地域権力化の様相が明らかにされ、守護による被官や分国内の国人の統制は必ずしも強くなく、幕府—守護体制に依存する面が強かったことが論じられている。<sup>⑤</sup>

こうして、畿内近国では、共同体を単位とした「近世的」な支配を行なった「戦国大名」あるいは「ブレ統一政権」と、幕府—守護体制に依存する「守護」権力という二つの質的に異なる権力像が提示される

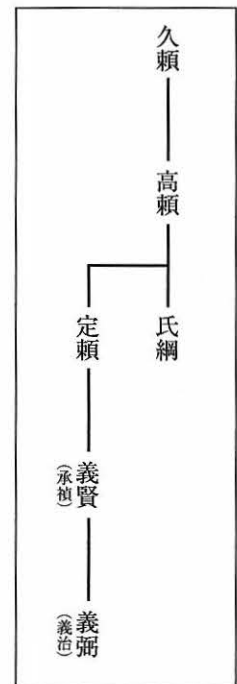
ことになった。だが、上述の二つの方向性にはそれぞれ、明らかにできる部分とできない部分があり、どちらか一方のみで権力の性格を論じられるとは到底思えない。

すなわち、惣村との対峙を重視する見方では、分国支配の特質はうかがえるものの、権力構造（階層性）や対外関係、軍事的・政治的情勢は視野に入らない。逆に、幕府—守護体制の規定性を重視する見方は、権力内部や対外交渉を論じることはできても、地域支配の側面については観念的な議論しかできない。それぞれの研究視角の有効性や限界性を踏まえた上で、両者を統一的に論じることが求められているといえよう。

以上のような問題意識により、本稿では、権力内部の構造と地域社会の構造とをそれぞれ踏まえた上で、畿内近国権力の地域支配の特質を論じたい。

本稿が対象とするのは、戦国期に南近江を領した六角氏権力である（図1）。六角氏権力は、前述の二つの方向性の双方から論じられてきたが、その性格をめぐってはいまだ統一的な見解が存在しない。いいかえれば、畿内近国の複雑な政治・社会状況の双方に強く規定された権力であり、権力支配の多面的な理解を目指す本稿の趣旨にふさわしい素材といえる。

六角氏は、「戦国大名」とも「戦国期守護」とも評価されてきた。「戦国大名」と評価する代表的な論者は、宮島敬一である。宮島は、勝俣のいう「階級的結集」を国人・土豪の「地域的一揆体制」と概念



【図1】六角氏系図

化し、六角氏権力は地域的一揆体制に支えられた権力であると評した。<sup>⑦</sup>後に宮島は、「六角氏式目」の記述を手掛かりに、六角氏が自治的な村落（社団）を承認し、その上に自らの「公」を位置付ける権力であるとした。<sup>⑧</sup>また、宮島は戦国期近江の地方寺社を詳細に検討した上で、寺社があらゆる階層に開かれ、地域秩序の核となり、戦国大名と並ぶ権力であったと高く評価した。<sup>⑨</sup>これら一連の研究により、戦国期近江の権力構造を解くキーワード（戦国大名・地域的一揆体制・地方寺社・社団）が提示されたといえよう。

一方、今岡典和は、六角氏が戦国期に幕府との関係を深め、地域支配と奉公衆への統制を強化したことから、六角氏を「戦国期守護」と評価し、幕府—守護体制の崩壊が六角氏権力の衰退・没落につながったとする。<sup>⑩</sup>これにより、幕府を中心とした政治秩序が六角氏権力の特質を規定していた面が明らかになった。

だが、この二つの研究にはそれぞれ次のような問題点がある。宮島の研究は、史料を横断的に引用することで概念を抽出する議論となっている。具体的なフィールドにおいて、六角氏、地域的一揆体制、地方寺社、社団などがどのように有機的に結び付いていたのかを明らか

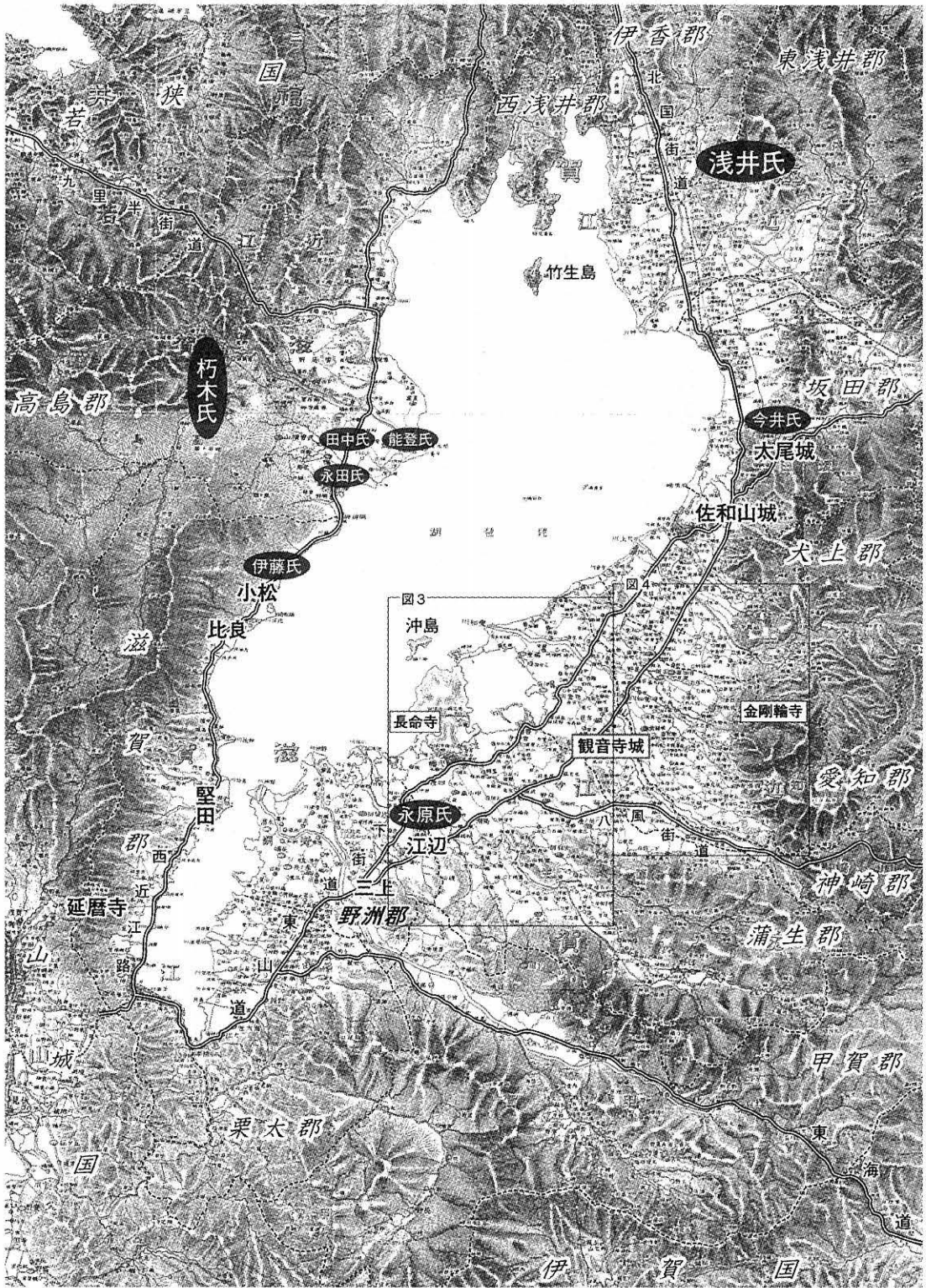


図2 近江国全図  
輯成20万分1地形図(『日本歴史地名体系25 滋賀県の地名』所収)をベースに作成。

にする必要がある。今岡の研究は、政治的側面を重視するあまり、地域の実情を踏まえない立論となっている。地域支配の方法を具体的に説明することで初めて、幕府や守護公権を構造的に位置付けることができるだろう。

以上の見地からすれば、戦国期六角氏研究においては、六角氏権力がいかなる地域支配方式をとったかを明らかにし、それを地域のなかで位置付けることが重要であることがわかる。その一つの試みとして、本稿では六角氏権力と地方社との関係性に注目したい。宮島のいうように、戦国期近江の地方神社は、地域のあらゆる階層に開かれ、複雑な社会関係を体現した場であった。したがって、六角氏権力の神社への介入のあり方を明らかにすることで、地域社会との関わりを捉えることが可能になると考える<sup>11)</sup>。

幸い近江国には、権力や地域との関係をうかがうことのできる史料が豊富に残されている。なかでも、長命寺（近江八幡市）と金剛輪寺（愛荘町）（図2）に残された帳簿史料群からは、神社の多様な社会関係がうかがえる。本稿では、この二つの史料群を中心に、六角氏と地域社会との関係をそれぞれのフィールドに即して具体的に明らかにし（第一章・第二章）、その上で、他地域の事例も含めて六角氏の地域支配構造の特質を論じることとする（第三章）。

### 一 六角氏の地域支配と長命寺

長命寺は、聖徳太子開基伝承をもち、太子信仰の霊場であるだけで

なく、西国三十三所の札所としても知られ、多くの信仰を集めてきた。また、伊崎寺（近江八幡市）を核とする天台系修験ネットワーク（伊崎寺五ヶ寺）の一翼を担う寺院でもあった。鎌倉期には比叡山西塔別院の下に位置付けられ、山門との関係を史料からうかがうことができる。

中世の長命寺は、湖上勢力としても知られる。同寺の位置する奥島は、中世には湖上に浮かぶ島で、長命寺に行くには船を利用しなければならなかった。そのため、麓の長命寺浜に多数の船を保有し、湖上交通の担い手として活躍していたことが先行研究<sup>12)</sup>で明らかにされている。

長命寺には多数の中世文書が残されている<sup>13)</sup>。なかでも、「下用帳」と呼ばれる寺の支出をまとめた帳簿史料は、権力や地域社会との関係をうかがうことができる格好の史料群である。

長命寺周辺は、鎌倉期以降、佐々木氏（六角氏）の影響力が強く及ぶ地域であった。守護所の小脇館（近江八幡市）と戦国期の六角氏本拠である観音寺城、室町期に一時的に守護所となる金剛寺城（金田館。いずれも近江八幡市）も近くにあった。また、佐々木宮（沙沙貴神社）、常楽寺、慈恩寺（いずれも近江八幡市）など佐々木氏ゆかりの寺院も近隣にあった。それゆえ、「長命寺文書」には六角氏との密接な関係がうかがえる記述が多数みられ、「本拠」における六角氏支配の特質をそこから読み取ることができる。

一方、この地域には長命寺浜、常楽寺、浅小井など湖上交通の入り口となる湊があり、琵琶湖を経由してさまざまな地域と関係をもったことも知られる。こうした地域の広がり、六角氏支配にどのような

表1 帳簿史料一覧(長命寺文書)

No.	類型	文書名	作成年代	作成者	内容	備考
61	A1	土田保三名田数年貢注文	正平6.12.6	御代官妙覚坊	土田保三名田における年貢注文	
201	A1	正平六年島郷長命寺田米算用状	正平7.1.28	貞三	正平六年の島郷における長命寺田米の算用状	
62	A1	観応二年花蔵房算用状断簡	観応2.2	不明	花蔵房の年貢算用状	
103	B1	嘉吉二年大結解下用帳	嘉吉2.3.11	執筆:有円、 年行事:貞運代覚榮・直胤、 宿老:覚増・良祐、執行:行賢	嘉吉元年下旬～翌年上旬の銭下用を記す	
282	B2	結解米下用状断簡	〃	不明	嘉吉元年下旬～翌年上旬の米下用を記す。104と末尾で接続。103に対応	前後欠
104	B2	結解米下用状断簡	〃	執筆:覚運、 年行事:直胤・貞運代、 宿老:覚増・良祐、執行:行賢	104と冒頭で接続。103と同時に作成	
106	B1	算用状断簡	享徳4.3.8	執筆:覚運、 年行事:直胤・貞運代、 宿老:澄賢・口秀、執行:快全	享徳4年前半期の結解米下用状の一部	
111	A1	文明三年大結解米納算用状断簡	文明3.2.28	年行事:康円、実秀代澄全	文明3年前半期の米納一覧	後欠
122	A1	算用状断簡	永正6.12.29	不明	不明	
123	A1	賀茂庄本家年貢米散用状	永正12.2.25	(年行事:浄光坊ヨリ)	永正11年の賀茂庄本家年貢米のうち、長命寺惣用分の算用	
124	A1	舟木庄年貢米算用状断簡	永正年間カ	(年行事:香浄坊ヨリ)	永正5年の舟木庄年貢米と永正8年の賀茂庄本家年貢米における、長命寺惣用分の算用	後欠
269	B2	結解米下用状断簡	永正以前カ	不明	3、4月分	後欠
270	B2	夏結解米下用状断簡	〃	〃	6、7月分	後欠
271	B2	結解米下用状断簡	〃	〃	1、2月分	前後欠
125	A1	中道院田坪付	大永3.4.25	〃	永享4年に作成された船木庄内の中道院田坪付を永正16年に書き直し、大永3年、その続きに当地からの年貢取納と作人を記す	
126	B1	大永四年本堂造作銭下用帳断簡	(大永4)	〃	大永4年3月から8月にかけての本堂造作にかかった銭とその用途を示す	後欠。129の後半と接続
129	B2	大永四年本堂造作米下用帳	〃	〃	大永4年3月から9月にかけての本堂造作にかかった米とその用途を示す	後半に貫簡。126の末尾に接続
127	A2	大永四年分銭算用帳	(大永4.7)	〃	大永4年7月21日に得た動進銭などの算用	
128	A2	大永四年本堂動進銭納帳	大永4.9.29	〃	大永4年4月から9月にかけての動進銭の取納状況を記す	
130	A2	大永四年本堂動進銭納帳	(大永4.10)	〃	大永4年10月分の動進銭	
131	B1	大永四年本堂造作銭下用帳	(大永5.3)	〃	大永4年10月から翌3月にかけての本堂造作にかかった費用とその用途を示す	132と同時に作成
132	B2	本堂造作米下用帳	(大永5.3)	〃	大永4年10月から2月にかけて、本堂造作にかかった費用とその用途を示す	131と同時に作成
133	B1	大永四年本堂造作銭納帳	大永5.3.9	〃	大永4年6月から翌1月にかけての動進銭の取納状況を記す	
134	A2	大永四年本堂動進米納帳	〃	〃	大永4年10、11月の動進米の取納状況を記す	
135	B1	大永四年銭下用帳断簡	〃	〃	大永4年終わりから翌年はじめにかけての銭下用を記す	前欠
136	B2	大永四年米下用帳	〃	〃	大永4年11月頃の米下用を示す	
266	A2	本堂動進米納帳	(大永5.3)	〃	大永4年後半から5年はじめにかけての動進米納帳か?	
280	B2	結解米下用状断簡	(天文3以前)	〃	1月の結解米下用を記す	前後欠
267	B2	結解米下用状断簡	(天文3以前)	執行法師:兼秀・祐賢、 宿老:永海、 年行事:沙彌代祐範・弘秀	天文3以前、2月までの結解米下用を記す	前欠
283	B2	結解米下用状断簡	(天文3以前)	不明	6～7月の結解米下用を記す	前後欠
281	B2	結解米下用状断簡	(天文3以前)	(末尾に花押)	某月19～25日の記載あり	前欠
138	A1	西光寺田算用状断簡	天文元	不明	西光寺田の年貢算用帳	後欠
139	B2	天文三年十月結解米下用状断簡	天文3.10	〃	天文3年8～10月分の結解米下用を記す	後欠
140	B2	天文三年十二月結解米下用状	天文3.12	(末尾に花押)	天文3年11、12月分の結解米下用を記す	
141	B2	天文四年二月結解米下用状断簡	(天文4.2)	〃	天文4年1、2月の結解米下用を記す	後欠
272	B2	二月結解米下用状断簡	〃	執行兼秀、宿老祐賢	141の末尾に接続	前欠
142	B2	天文四年五月結解米下用状	(天文4.5)	(末尾に花押)	天文4年3～5月の結解米下用を記す	
279	B2	結解米下用状断簡	(天文4)	不明	天文4年6月頃の結解米下用を記す	前後欠
143	B2	天文四年七月結解米下用状断簡	(天文4.7)	〃	天文4年6、7月の結解米下用を記す	後欠
144	B2	天文四年十月結解米下用状断簡	(天文4.10)	〃	天文4年8、9月の結解米下用を記す	後欠
273	B2	結解米下用状断簡	〃	(末尾に花押)	144の末尾に接続	前欠
145	B2	天文四年十二月結解米下用状	(天文4.12)	(末尾に花押)	天文4年11、12月の結解米下用を記す	
147	B2	天文五年二月結解米下用状断簡	(天文5.2)	不明	天文5年2月の結解米下用を記す	後欠
149	B2	天文五年夏結解米下用状	(天文5.5)	(末尾に花押)	天文5年3～5月の結解米下用を記す	
148	B2	天文五年七月結解米下用状断簡	(天文5.7)	〃	天文5年6、7月の結解米下用を記す	前欠
275	B2	結解米下用状断簡	(天文5.閏10)	〃	天文5年10月、閏10月の結解米下用を記す	前欠
150	B2	天文六年五月結解米下用状断簡	天文6.5	不明	天文6年3～5月の結解米下用を記す	後欠
151	B2	天文八年五月結解米納状	天文8.5	(末尾に花押)	天文8年3～5月分の米の納状	末尾に皆済とあり
153	B2	天文十一年大結解米下用状断簡	天文11	不明	天文11年1、2月の結解米下用を記す	後欠
154	A1	算用状断簡	天文12.12.13	(末尾に花押)	天文12年の年貢納状カ	前欠
159	B2	弘治元年閏十月結解米下用状断簡	弘治元.閏10	(冒頭に花押)	弘治元年8～閏10月の結解米下用を記す	後欠
167	A1	元龜二年中台院算用状断簡	元龜2	不明	元龜2年分の中台院の年貢納状	後欠
200	A1	年貢米算用状断簡	年未詳.1.27カ	〃	報告書では「結解米下用状」と評価	前欠
259	A1	年貢米算用状断簡	年未詳.12.	〃	長命寺惣用分	欠損大
268	A1	年貢米算用状断簡	年月日未詳	〃	8月から翌2月頃まで。報告書では「結解米下用状」と評価	前後欠
276	A2	算用状断簡	(年未詳5)	〃	5月分の動進銭などの書上	前欠
277	B2	結解米下用状断簡	(年未詳.10)	〃	8～10月の結解米下用を記す	後欠
284	B2	結解米下用状断簡	(年未詳.3カ)	〃	2月末の結解米下用を記す	前後欠
285	B2	結解米下用状断簡	年月日未詳	(末尾に花押)	「八石五斗 売米…」とあり	前欠

備考：長命寺文書に残る帳簿史料を年代順に並べた。No.は「長命寺古文書等調査報告書」の史料番号に対応。  
 ・寺の収入のリスト＝算用状 (A)：年貢などの恒常的な収入 (A1) / 動進銭などの臨時的な収入 (A2)  
 ・支出のリスト＝下用状 (B)：銭による支出 (B1) / 米による支出 (B2)



図3 長命寺周辺図(仮製二万分一地形図をベースに作成)

影響してくるのかも考えてみたい。

### (1) 支配機構の形成

#### 一六世紀前半までの長命寺への関与

一六世紀前半まで、六角氏権力内では守護代伊庭氏が公的な決定の多くを担ってきた<sup>14</sup>。長命寺との関係においても、同じことがいえる。

#### 【史料1】伊庭貞隆書下<sup>15</sup>

当寺御要脚事、從当年各年千疋宛、任御奉書状旨、可有其沙汰、然上者、臨時御要脚・諸公事等御免許候、其段可有存知候也、仍状如件、

文亀元

三月廿九日

出羽守(伊庭貞隆)  
(花押)

長命寺

年行事御坊

史料1は、臨時要脚・諸公事を免許する代わりに、六角氏権力から長命寺への要脚を毎年納入するようにと、伊庭貞隆が長命寺に命じたものである。「任御奉書状旨」とあることから、同内容の六角氏奉書が出されていたことがわかる。ここで伊庭氏は、六角氏奉書を前提として、六角氏の公的な支配を補完する役割を果たしているのである。この他、伊庭氏被官の九里くろり氏も、用木の徴発などで長命寺に介入している事例がある<sup>16</sup>。

だが、六角氏は二度にわたる「伊庭氏の乱」を通じて伊庭氏を下し、永正一七年（一五二〇）、伊庭貞隆・貞説さだか父子は近江国から出奔する。これにより、六角氏は新たな支配機構を設け、長命寺への介入を強めてゆくこととなる。

#### 長命寺との窓口―池田氏

伊庭氏放逐以後、六角氏権力による長命寺とその周辺への支配を担当したのは、池田氏である。「長命寺文書」から、次のような活動がうかがえる。

第一に、池田氏は、右の史料のように、六角氏当主の書状を長命寺に取り次いでいる。「猶池田大和守可申候」とあるが、対応する副状は残っていない。よってこれは、長命寺との交渉を担当するのが池田大和守であることを示すための文言であると考えられる。

#### 【史料2】六角定頼書状〔戦一一〇八〕

付在津之儀、百疋到来、祝着候、猶池田大和守可申候、恐々謹言、

十二月廿一日

長命寺

定頼(花押)

第二に、池田氏は長命寺に対する六角氏被官の勧進銭をとりまとめている（表2）。永正一三年、伊庭氏の乱の兵火で長命寺の坊舎が焼失した。大永四〜五年（一五二四・二五）、本堂再建に向けた勧進と資材の調達が行われていたことが「下用帳」で確認できる。この時、池田三郎左衛門は、観音寺城内で諸氏の勧進銭を取りまとめ、自身の中間を遣わして長命寺に届けている〔長一二八〕。長命寺の使者が観音



寺城の池田氏のもとを訪れ、勧進銭を受け取ったこともあった〔長一二九〕<sup>17)</sup>。

第三に、池田氏は六角氏の命を受け、戦争において長命寺に様々な賦課を行っている。天文三〇四年（一五三四―三五）、六角氏は近江国北方の浅井・京極勢と衝突した（「北郡御陣」）。恐らくそれに連動して、天文四年に六角氏は湖西の高島郡にも進攻している（「高島御陣」<sup>18)</sup>）。この時行った賦課は次の通りである。

① 礼銭の要求 六角氏・池田大和守の中間（厩者・力者）が長命寺に来て、陣の礼銭を要求している。

② 兵糧米の賦課

③ 船の徴発

④ 陣僧の徴発 寺院として寺僧を多く抱えることから、六角氏権力は長命寺に対して陣僧を徴発している。具体的にどのような業務に従事させたのかは不明である。

⑤ 軍勢・中間の逗留 琵琶湖に浮かぶ島で湖西への中継地点であるという立地に着目し、沖島とともに、高島に行くまでの中継地点として長命寺が利用されている。

⑥ 軍事物資の受取 池田氏の陣具を長命寺が受け取っている。

この他、池田氏は、長命寺周辺の諸勢力に対する六角氏の書状も取り次いでいる。たとえば、池田次郎左衛門尉は、比牟礼八幡神社（近江八幡市）神主である杉山氏に対し、大永五年（一五二五）八月の黒橋口合戦での軍功を賞する六角定頼の感状を取り次いでいる。<sup>19)</sup> 池田三郎左衛門は、

比牟礼山麓に住んだとされる赤佐氏に六角定頼の感状を取り次いでいる。<sup>20)</sup> 池田宮内丞定輔は、蒲生郡小森（近江八幡市）を出自とする小森氏に六角義賢の知行宛行状を取り次いでいる。<sup>21)</sup> このように、池田氏は長命寺や周辺の諸勢力に六角氏の意志を伝達する立場にあったのである。

池田氏には複数の系統が存在し、一族内で役割分担があった。大永年間（一五二一―二八）には、次郎左衛門尉と三郎左衛門の二系統が確認できる。このうち、長命寺との交渉を担当したのは三郎左衛門である。次郎左衛門尉とは、定頼期に六角氏の奉書に多数署判した池田高雄であり、後に左衛門尉と名乗ることが、村井祐樹によって明らかにされている。<sup>22)</sup> 天文年間（一五三二―五五）、『長命寺文書』に「池田大和守」が頻繁に登場するが、これは大永年間の三郎左衛門と同一人物であると思われる。

天文以降、池田宮内丞定輔、新三郎、景雄、真光寺周揚が新たに確認できるが、それぞれの系譜関係ははっきりしない。池田定輔は、前述の通り六角義賢の頃に確認でき、長命寺周辺諸氏との窓口となっている。新三郎は、弘治元年の「下用帳」〔長一五九〕に池田大和守とともに登場する。恐らく、池田高雄の系統であろう。池田景雄と真光寺周揚は、永禄一〇年（一五六七）に制定された「六角氏式目」の署判者である。

永禄一〇年一〇月、池田新三郎が池田景雄と真光寺周揚に対して謀反を企て、近江八幡の各所に要害を構えて抵抗する。<sup>23)</sup> 新三郎とは、永禄一一年六月、高島郡の小松惣中の宮座のことで構成員に指図をした池田新三郎基雄であり、弘治元年の『長命寺文書』にみえる新三郎と

は別人の可能性が高い。

以上、戦国期の池田氏には①次郎左衛門尉（＝左衛門尉）高雄→新三郎→新三郎基雄、②三郎左衛門（＝大和守）、の少なくとも二系統があり、①が六角氏の意志決定に関与し、②が六角氏の意志を諸勢力に伝達する役割を果たしたと考えられる。<sup>(25)</sup> いずれも権力中枢を担う重要な被官であったことは間違いないが、意志決定を担う者と意志伝達を担う者が一族内で分かれていたことは注目すべきである。

#### 特定の任務を担当する機構

先に述べた「北郡御陣」「高島御陣」で、六角氏の命を受けて諸浦からの舟の徴発を担当した人物は三名いた。池田大和守・大塚八郎兵衛・妙観院である（表3）。大塚氏は、大塚城（東近江市）を本拠とする土豪で、長命寺との固有の関係はうかがえない。六角氏の下で舟の徴発に携わる「舟奉行」と評価できよう。妙観院は、北郡における戦争で六角氏に従軍した「栗見の妙観院」である。天文八年、浅井勢との戦闘で、六角定頼書状を坂田郡の今井氏に取り次いでいる。また天文二一年には、三好長慶に対して六角義賢書状を永原重興とともに取り次いでいる。<sup>(26)</sup> 六角氏の戦争や対外交渉で幅広く活躍した被官である。

池田大和守が六角氏の長命寺支配の窓口として活躍し、その一環として舟の徴発を担当したのに対し、大塚八郎兵衛は舟の徴発を専門に担当する被官として、妙観院は六角氏の軍事・外交の担い手として徴発を行った。大塚氏・妙観院ともに地域との固有の関係をもたず、六角氏権力の職権に基づいて活動した。

このように、六角氏権力のなかには、地域支配の担当者と地域に関係なく特定の分野を任された被官がおり、両者が補完し合って権力行使がなされていたといえよう。

#### 六角氏権力の末端

六角氏や六角氏被官は、権力意志を長命寺に伝達する場合、しばしば中間を派遣している。長命寺支配を担当した池田氏は、普段は観音寺城におり（長一・二八など）、現地を訪れることはほとんどなかった。六角氏権力の末端として、権力意志を直接伝達するのは中間である。

こうした権力末端の人々は、力者・厩者・鳥サシ・雑色・中間・奉行・定使・若衆など様々な名称で「下用帳」に登場する。このうち、力者・厩者・鳥サシ・雑色は六角氏に直属する中間として史料にみえるが、中間・奉行・定使・若衆は六角氏の配下にも六角氏被官の配下にもみられる。活動内容に大きな違いは見出せないものの、階層の違いなどが呼称の違いに表れているものと思われる。彼らは、六角氏や被官の意志を伝達する他、戦争に従軍（長一・四四）することもあった（表3）。

彼らは、六角氏や六角氏被官と被官関係を結び、日常的に近侍して種々の任務をこなしたと考えられる。なかには村落に基盤をもちながら権力末端として活動した者もいた。その手掛かりとなるのが、「横関中間」という表現である。横関は現在の近江八幡市にあり、中世には得珍保の保内商人と度々相論を繰り返した横関商人がいた村落として知られる。「横関中間」は普段は横関に居住し、六角氏の要請の度

表2 六角氏権力から長命寺への勧進銭

年月日	支払者	金額(文)	取りまとめ	史料本文	史料番号
大永4.3.21~25	香庄源次郎	?	池田三郎左衛門	五合 香庄源次郎方勧進銭以来ル三郎左衛門殿中間飯米	129
大永4.5.21	池田三郎左衛門	6000	—	六貫文 五月廿一日池田殿□□兩三度来候、六分不足	128
大永4.8.6	進藤貞治	5000	池田三郎左衛門	一升 八月六日、進藤殿勧進銭五貫文以来ル若衆三郎左衛門殿ヨリ、上下飯米下	129
大永4.8.13				五貫文 八月十三日進藤殿勧進銭、三郎左衛門殿マテ来候	128
大永4.9.3	池田三郎左衛門	2000	—	二貫文 九月三日池田三郎左衛門殿御参ノ時、惣寺へ樽銭下	128
大永4.12.3	三上氏	?	犬丸三郎兵衛	卅文 十二月三日三上殿ヨリ勸進米事ニ犬丸三郎兵衛方上下三人上時、酒代	131
大永4.-	永原氏	5000	池田三郎左衛門	五貫文 永原殿分、三郎左衛門殿ヨリ使乗善、観音寺一宿候て請取兩度ノ分、此内八文不足	128
大永4.-	香庄貞信	500	池田三郎左衛門	五百文 香庄源左衛門方分、三郎左衛門殿ヨリ来候	128
大永5.1.-	深尾入道	100	?	百文 同前分 深尾入道殿	130
大永5.1.16	種村貞遠	?	池田三郎左衛門	十六文 正月十六日種村殿勧進銭以来ル三郎左衛門殿使、酒代	131

表3 「北郡御陣」「高島御陣」における六角氏権力の長命寺への要求

年月日	史料本文	要求内容	六角氏権力の機構	史料番号
天文3.11.28	九升 十一月廿八日、大和殿陣御礼使節・小歩上下、飯米	礼銭	池田大和守	140
天文3.12.-	九升 池田殿陣御礼使節・小歩兩度ノ飯米	礼銭	池田大和守	140
天文4.1.22	一升 正月廿二日、北郡陣僧ヨヒニ来大和殿中間一宿ノ飯米下	陣僧	池田大和守ノ中間	141
天文4.2.17	七升 二月十七日、御屋形様北郡出陣、諸浦船ノ事ニ奉行大塚八郎兵衛門方□□	舟	大塚八郎兵衛	141
天文4.2.26	一升 二月廿六日、陣礼銭取ニ横間中間又六方登ル、一宿、飯米下	礼銭	中間	272
天文4.3.14~16	五升 北ノ御陣御礼可給由御願ノ衆上下八人来、飯米理中下	礼銭	御願ノ衆	142
天文4.4.3	九升 卯月三日、北ノ御陣諸浦ノ船ノ事ニ、妙観院ヨリ奉行・中間上下七人兩度飯米下	舟	妙観院ノ奉行・中間	141
天文4.4.3	一升 同、陣僧ノ事ニ大和殿ヨリ中間来ル、一宿、飯米	陣僧	池田大和守ノ中間	142
天文4.8.10~13	二斗三升 八月十日ヨリ十三日迄高島別所殿合力、大和殿衆・次郎右衛門方衆上下七人風吹逗留、此時深尾加賀殿同前渡海、飯米下	宿泊・逗留	池田大和守ノ深尾加賀守	273
天文4.8.11~13	二斗五升 高島へ大和殿ヨリ合力ニ、八月十一日ヨリ十三日朝迄次郎右衛門方中間加テ上下七人、風吹逗留、二宿三日、飯米下	宿泊・逗留	池田大和守ノ中間	144
天文4.8.19	一升 同十九日ノ夕、陣僧ノ事ニ大和殿中間飯米下	陣僧	池田大和守ノ中間	144
天文4.8.19	八升 同十九日、大和殿ヨリ沖島舟小松越候、当浦へ付候へと中間越、御備飯米下	舟	池田大和守ノ中間	144
天文4.8.20	一升 同廿日、重面陣僧事ニ中間来ル、米下	陣僧	中間	144
天文4.8.21	一斗五升 同廿一日、高島御出陣、諸浦ノ舟共当ウラ大舟ヒラタノ事、大ツカ八郎兵衛殿兩三度	舟	大塚八郎兵衛	144
天文4.8.4	五升 八月四日、高島へ出陣候舟共諸浦共案内ニ八郎兵衛殿、大和殿ヨリ若衆か・取申、飯米下	舟	池田大和守・若衆ノ大塚八郎兵衛	142
天文4.8.8~9	九升 八月八日ヨリ九日迄諸浦ノ舟ノ事、大塚八郎兵衛殿一宿、兩三度飯米下	舟	大塚八郎兵衛	142
天文4.8.8~18	四升 同十八日、高島へ御陣、諸浦舟ノ事ニ八郎兵衛殿・兩奉行・妙観院七人飯米下	舟	大塚八郎兵衛ノ兩奉行ノ妙観院	142
天文4.8.21~30	九升 同舟ノ事、大和殿中間越時、急事浜舟出候、舟頭三人・夫一人下	舟	池田大和守ノ中間	144
天文4.9.13	二升 同十九日、大和殿中間衆陣ヨリ帰候、一宿、飯米下	宿泊・逗留	池田大和守ノ中間	273
天文4.9.15	三升五合 九月十五日、北陣、サツマ舟共ノ事ニ八郎兵衛殿中間兩人仁保ヨリ来ル、一宿、飯米下	舟	大塚八郎兵衛	144
天文4.9.16	四升 同十六日、大和殿中間□小井金剛寺衆陣へ越候舟越候、逗留、飯米	宿泊・逗留	池田大和守ノ中間	273
天文4.9.17	二升 九月十七日、御屋形様御力者高島へ越候、沖島迄舟ノ事ニ上一宿、飯米下	舟	力者	273
天文4.9.2	三升 九月二日、船歩ノ事、大和殿ヨリ方々舟共請取ニ若衆・中間一宿、飯米下	舟	池田大和守ノ若衆・中間	273
天文4.9.2	二升 九月二日、舟歩ノ事、高島ヨリ中間兩人来候、一宿、飯米下	舟	中間	144
天文4.9.23	五升 同廿六日、大和殿陣具来、舟頭奉行飯米下	物資受取	池田大和守	273
天文4.9.5	六升 同五日、タケへ衆各々、大和殿中間陣ヨリ帰、日暮一宿、米下	宿泊・逗留	池田大和守ノ中間	144
天文4.3.16	三升 三月十六日、御屋形様力者御陣ノ礼取来ル、上一宿飯米下	礼銭	力者	142
天文4.4.3~8	一升 諸浦船歩奉書候ハ、佗言申船早々出候へと大和殿ヨリ奉行来ル、一宿、飯米下	舟	池田大和守ノ奉行	142
天文4.8.19	八升 御屋形様中間宗左衛門方・又六方・与三御陣ノ礼取ニ上下七人一宿、飯米下	礼銭	中間	144
天文4.9.3	二升 同三日、陣ヨリ用狀、大和殿中間兩人被帰、飯米下	宿泊・逗留	池田大和守ノ中間	142
天文4.9.3~5	三升 大和殿兵糧米取中間・奉行風吹一宿、兩三度飯米下	兵糧米	池田大和守ノ中間・奉行	144
天文4.9.6	三升 九月六日、大和殿中間三郎五郎歎染申候、重面陣へ參候前ニ来候、舟無候て帰候、重面上来、兩度二宿下	宿泊・逗留	池田大和守ノ中間	144
天文4.9.6~8	二升 大和殿其外御陣礼申候へと中間来、二宿、高島ヨリ越候、米下	礼銭	池田大和守ノ中間	144
天文4.9.8	七升 九月八日、高島大和殿其外各々銭礼申候使節・小歩一宿逗留、上下飯米下	礼銭	池田大和守	144

に権力末端として活動したと考えられる。

## (2) 権力機構と長命寺との個別の関係

六角氏被官や中間は、六角氏の権力機構を構成する一方で、自身の利害関係に基づき長命寺と個別に関係をもった。本節では、そうした権力機構の枠にとどまらない活動を具体的にみることにする。

### 六角氏被官と長命寺

長命寺とその周辺の支配を担当した池田氏は、その職権を足掛かりに、次のような形で地域との関係を深める。

第一に、長命寺周辺の諸氏を被官化したり、自らの従属下に置いている。近江八幡市の長田おきたにいたと思われる長田源四郎は、池田大和守被官として長命寺に竹を要求している<sup>(31)</sup>。

同じく近江八幡市の浅小井にいた深尾氏は、池田氏の奉行として長命寺に派遣されている<sup>(32)</sup>。深尾氏は六角氏の被官で、沖島や竹生島に対する六角氏の権力行使にも携わっている<sup>(33)</sup>。恐らく六角氏は、浅小井という濠ほりと関係の深い深尾氏の湖上交通における力量を見込んで、湖上勢力との折衝に当らせたのであろう。だが、長命寺との関係においては、深尾氏は池田氏の統制下にあつたといえる。

この他、小松（天津市。図2）の伊藤氏は、服部・深尾両氏の下で、小松における池田氏所領の下代として活動した<sup>(35)</sup>。池田氏が琵琶湖の対岸にまで勢力を伸ばしていたことがうかがえ、興味深い。

第二に、池田氏は、自身の年貢米を長命寺浜に一旦集めた上で、収

納にあたっている（表4）。その年貢米は、高木（近江八幡市）・江辺（野洲市。図2）・小松（天津市）から舟を使って集めている。池田氏は、広域から年貢米を集める際、長命寺浜を集約拠点として利用しているのである。長命寺との既存の関係があつたからこそ、池田氏は長命寺浜を利用できたと考えられる。

第三に、池田氏は長命寺の年貢収納に関与している。天文四年、池田大和守は分田の注文の作成が延引しているということを、中間を派遣して長命寺に伝えた<sup>(36)</sup>。これは、長命寺の分田と考えてよいだろう。詳しい経緯は不明であるが、池田氏は長命寺の分田を把握し、その注文を作成しているのである。

また、池田氏は長命寺領に関するトラブルの調停にもあたっている。天文四年一二月、国ヶ庄（国衙領。所在不明）のことで何らの問題が起こつたが、長命寺が池田氏に代物を支払うことで解決したようである<sup>(37)</sup>。

このように、池田氏は六角氏権力内で長命寺とその周辺の地域支配を担当するなかで、長命寺や周辺地域との関係を深めていったのである。こうした関係は、双方の利害関係に基づいて形成されたと考えられる。すなわち、池田氏にとって、長命寺の多様な社会的機能や地勢的条件を活用することが自身にとってメリットとなつた。長命寺にとっては、池田氏は所領支配の安定化を一定程度保証しうる存在であつた。戦国期の六角氏権力の支配体制は、こうした当事者同士の利害関係にある程度容認した上で成り立っていたのである。

表4 池田氏の年貢収納と長命寺

場所	年月日	史料本文	史料番号
小松	天文3以前-22	二升 同廿二日、池三左衛門殿中間小松へ越由中間三人両度飯米ニ下ス	281
江辺	天文3.10.3	四升五合 十月三日、江辺ヨリ大和殿へ米来ル時、奉行	139
高木	天文3.8.21	五合 大和殿米高木ヨリ来ル、中間飯米下	139
高木	天文3.8.22	三升 八月廿二日、高木米大和殿ヨリ取ニ遣ス奉行・中間一宿、飯米下	139
高木	天文3.9.19	五升 同十九日大和殿ヨリ高木へ米取奉行・中間一宿、飯米下	139
小松	天文3.9.19~22	二升 小松ヨリ大和殿へ米来ル時、奉行・中間飯米下	139
小松	天文3.9.26	九升 九月廿六日、小松ヨリ大和殿へ米来ル時、俄二人足無候て寺衆歩食加飯米下	139
江辺	天文4.1.29	一升 正月廿九日、大和殿米江辺ヨリ 案内中間一宿、飯米下	272
高木	天文4.10.17	五升 十月七日、高木米来ル、案内中間一宿、三度米下	273
高木	天文4.10.20	五升 十月廿日、高木米奉行・中間一宿、両三度飯米下	273
高木	天文4.12.3	五升 十二月三日、高木米来、又七方中間・定使三人一宿、三度ノ飯米下	145
高木	天文4.12.6	五升 同六日、高木米来候、同奉行・中間・定使三人一宿、三度ノ飯米下	145
江辺	天文4.12.8	六升 十二月八日、江辺年貢米来ル、奉行又七方中間・定使三人一宿、両三度ノ飯米	145
江辺	天文4.2.1	五升 二月一日、江辺ノ米来ル、大和殿中間・若衆上下四人両度ノ飯米下	272
小松	天文4.3.27	三升 三月廿七日、小松年貢〇催促ニ定使・中間三人越時、一宿、飯米下	142
小松	天文4.6.12	五升 六月十二日、小松へ大和殿ヨリ年貢米公事来、破木奉行・定使・沖島舟人、浜ノ人足ナク〇日暮一宿、各々飯米下	279
高木	天文5.閏10.11	五升 潤十月十一日、高木米奉行二人〇〇日中加テ飯米下	275
小松	弘治元.1.5	五合 同五日、小松ヨリ大和殿入納来ルヲ取ニ參候時、中間飯米ニ下ス	153
小松	弘治元.2.10	五升 同十日、大和殿ヨリ小松へ催促衆十人來ル、飯米ニ下	153
高木	弘治元.8.1	一斗二升 同日、池新殿ヨリ高木米之奉行六人、風吹逗留、三日ノ朝迄飯米ニ下ス	159

## 権力末端と長命寺

権力末端に位置する中間たちもまた、独自の利害をもって長命寺と接した。例えば、六角氏への礼銭の半分を自らの得分として要求している<sup>(3)</sup>。彼らは権力の意志を背景に、長命寺に寄生する存在でもあったのである。

## (3) 六角氏権力の地域支配と長命寺

## 六角氏の戦争と長命寺

先に紹介した「北郡御陣」「高島御陣」において、六角氏権力は、長命寺のもつ人的・経済的資源および地勢的メリットを前提にして、様々な賦課を行っている(表3)。すなわち、長命寺が麓の長命寺浜に多数の舟を保有しているということから船や舟子の徴発を行い、また陣僧の徴発を行っている。さらに、礼銭の要求や兵糧米の賦課をおこなった。さらに、高島へ向かう中継地点として目を付け、軍事物資の受取や軍勢・中間の逗留・宿泊に長命寺を利用している。こうした様々な賦課は、宮島のいう「寺院の社会的機能」に基づくものであるといえよう。

ただし、「下用帳」をみる限り、この時の戦闘で六角氏は長命寺から軍事力を徴発していないことにも注意が必要である。

## 【史料3】六角氏奉書(戦九六)

就今度敵出張、各御忠節之段、尤以無比類者也、弥被尽粉骨者、一段可有御褒美之由也、仍執達如件、

明応五年十一月九日

重信（花押）

久継（花押）

長命寺

一山御中

右の史料は、明応五年（一四九六）、美濃国土岐氏の家督内紛に六角氏が介入したため、美濃の斎藤妙純の軍勢が近江を攻めた時、六角氏権力が長命寺に出した奉書である。宮島は「御忠節」という文言に着目し、本史料を六角氏からの「軍忠感状」とするが、根拠に乏しい。むしろ、「北郡御陣」「高島御陣」の際の長命寺の動きを踏まえれば、史料3の「忠節」は人的・経済的資源の提供を指すと考えるべきであろう。戦国期を通じて、長命寺が六角氏の軍事力に編成された事実は確認できないのである。

#### 「湖上勢力」長命寺と六角氏権力

先の戦争の事例からも明らかなように、六角氏権力は、長命寺からしばしば舟を徴発し、長命寺に麓の長命寺浜の舟を集めるよう命じているのである。長命寺の湖上交通への密接な関与、および長命寺浜の長命寺への従属関係を前提に、六角氏権力は長命寺に舟の徴発を担当させたのである。

六角氏権力は長命寺に対し、他地域からの舟の徴発を命じることもあった。天文四年、六角氏は大塚八郎兵衛を介して、薩摩（彦根市）から舟を徴発するよう長命寺に依頼している。<sup>(40)</sup> 天文七年（一五三八）八月

一七日、長命寺は薩摩の林方母の菩提を弔っており、長命寺と薩摩との間には旧来から関係のあったことが推察される。六角氏はこうした関係性を利用して、諸浦から舟を集めようとしたのである。

しかし、六角氏は、長命寺のみから舟を徴発したわけではない。六角氏権力が高島へ渡る際、沖島から高島までは沖島の舟を利用していたことが鍛代敏雄によって指摘されている。<sup>(42)</sup> 六角氏は特定の湖上勢力に肩入れすることなく、複数の湖上勢力と個別に関係を結んでいたのである。<sup>(43)</sup>

#### 六角氏権力の公的支配と長命寺

六角氏権力は、長命寺を介する形で地域社会との関係をもったことが、次の二つの事例からうかがえる。

一つは、長命寺の人夫を動員して行った堤普請である。天文四年六月、長命寺は寺内と麓の浜から人足を出して高木（近江八幡市）の堤を築いた。その際、人足のこと「中間」が長命寺を訪れている。<sup>(44)</sup> この中間は、六角氏権力の中間と考えてよからう。六角氏は、地域の安全確保と再生産に直結する堤普請を、長命寺の力を借りて行ったのである。上位権力による堤普請の事例は、畠山氏分国の河内国でもみることができ<sup>(45)</sup>。

もう一つは、相論の裁定である。天文二三年、六角氏は牧庄（近江八幡市）北津大和田で新儀の鯰（魚を捕えるための仕掛）の設置を禁じ、違反者の捕獲と注進を命じた。

#### 【史料4】六角氏奉書案（戦七五三）

牧庄北津大和田内仁新儀仁鯰打之由太以無其謂、堅被押置之処、不能承引、海境度旨、言語道断之次第也、於向後者見相仁捕舟、彼

交名可申上之由被仰出候也、仍執達如件、

天文廿三年三月五日

忠行（重忠） 在判

貞遠 同

当庄

名主百姓中

史料4の宛所は牧庄名主百姓中であるが、長命寺に裁定の案文が残されておき、長命寺はこの相論に深く関与していたと思われる<sup>46</sup>。恐らく、相論の裁定を六角氏に依頼したのも長命寺であろう。結果的にこの相論で、長命寺は六角氏と地域との窓口としての役割を果たしたのである。

このように、六角氏権力は長命寺を周辺地域の窓口として把握し、堤の普請や相論裁定などを通じて地域に対峙していたのである。

#### (4) 小括

戦国期の六角氏は、守護代伊庭氏を放逐した上で、次のような重層的・多元的な支配体制をもって長命寺に対峙した。すなわち、池田氏を長命寺とその周辺の地域支配の窓口とする一方、特定の職務（舟奉行、軍事・外交）をもち、地域に関係なく活動する被官も長命寺に介入した。この二つのタイプの被官が相互に補完し合うことで、長命寺とその周辺に対する六角氏の支配が実現したといえよう。さらに、六角氏被官は地域の国人・土豪と協力し、中間を権力末端に位置付け、交渉にあたらせた。六角氏権力の支配に位置付けられた被官や中間は、独自の利害に基づいて長命寺や周辺地域に臨んだ。池田氏は、六角氏の職権を梃子に

地域との関係を深め、周辺の国人・土豪を被官化したり、長命寺の寺領経営に関与した。中間は、権力末端の地位を利用して長命寺に寄生する存在でもあった。

『長命寺文書』からは、地方寺社と武家権力の相互依存関係を読み取ることができる。六角氏権力にとって、長命寺は単なる宗教施設であるにとどまらず、多様な社会的機能を果たし、地域支配の回路ともなりうる存在であった。一方、長命寺は六角氏権力に対し、寺領経営のバックアップや寺領で起きたトラブルの調停を期待した。地方寺社が多様な社会的機能を果たした戦国期近江国ならではの支配構造として評価できよう。

#### 二 六角氏の地域支配と金剛輪寺

金剛輪寺は、行基が開基し、円仁が中興したという古代以来の有力寺院である。中世には広大な寺坊（北谷・東谷・南谷）をもって隆盛を誇っていた<sup>47</sup>。

金剛輪寺の位置する愛知郡の東方山間部には、金剛輪寺の他にも西明寺（甲良町）・百濟寺（東近江市）など、近江を代表する有力な山岳寺院があった（これら三ヶ寺を俗に「湖東三山」と呼ぶ）。平野部には、豊満神社などの莊園鎮守社があり、国人・土豪が結集してこれを支えるという構図が戦国期にもみられる（図4）<sup>48</sup>。

金剛輪寺を扱った論考としては、上位権力からの収奪の激しさを強調する浜中光永の研究と、その自立性の高さを評価する宮島敬一の研

究がある<sup>50</sup>。前者は、寺院がなぜ過重な賦課を一定程度受け入れたのかという寺院の側の志向が捨象されており、地域のなかでの寺院や権力の位置づけが考慮されていない点で問題がある。後者は、上位権力の動向をほぼ捨象しており、国人・土豪と寺社との個別の関係を概念化することに終始して、宮島自身がかつて提起した「地域的一揆体制」の規定も後景に追いやっている。

本章では、金剛輪寺に残る帳簿史料を手掛かりに、一定の自立性を有する金剛輪寺と六角氏がどのような関係をもったかを明らかにし、それを地域のなかで意義づけてみたい。そうすることで、先行研究で提示された二つの視点を統一的に論じることができると考える。

#### (1) 「両属」から「一元化」へ——一六世紀初頭までの軍事動向——

まず、前提として戦国初期における当地の軍事動向を簡単にまとめておく<sup>51</sup>。

応仁・文明の乱（一四六七～七七）以来、当地はしばしば六角氏や京極氏・浅井氏などの戦鬪の舞台となった。長享元年（一四八七）から明応二年（一四九三）にかけて、將軍足利義尚・義材は六角氏とその被官の莊園押領を取り締まるため、二度にわたって自ら江州に下向し、六角氏を攻めた（第一次・第二次六角征伐）。そのうち、第一次六角征伐の際の動きを長享元年の「下用帳」からうかがうことができる。

明応年間（一四九二～一五〇二）には、美濃国土岐氏の家督内紛に六角氏と京極氏がそれぞれ介入したことが原因となり、湖東で激しい戦鬪

が繰り広げられる。明応四年七月、土岐氏の家督内紛で敗れた美濃の土岐元頼・石丸利光らが六角氏に身を寄せる。翌五月、利光らは六角氏の応援を得て、京極氏の支援を受けた斎藤利国と戦うが、敗死する。六月、利国と京極氏の連合軍に六角勢が敗北し、斎藤利国は蒲生郡にまで進攻するが、一二月、郷民らの蜂起によって敗死する。

大永三年（一五三三）、「梅本坊公事」と呼ばれる家督内紛により、京極氏は求心力を大きく低下させる。こうしたなかで、京極氏の有力被官であった浅井氏が台頭し、以後湖北の中心的な権力として成長してゆく。大永五年五月から九月にかけて、京極・浅井連合軍と六角氏の軍勢とが衝突する。京極高清は浅井亮政と連携し、六角氏に放逐された伊庭氏も取り込んで六角氏と戦うが、敗北する。以後、永禄三年（一五六〇）に野良田合戦で敗北するまで、六角氏は京極氏・浅井氏に対する軍事的優位を保つこととなる。

こうして、京極氏の弱体化を契機として、六角氏は北方への影響力を強めていった。このような状況のなかで、当該地域に位置する金剛輪寺はいかに対応したのだろうか。

#### 六角氏・京極氏への「両属」と多元的關係

一六世紀初頭まで、金剛輪寺は六角氏権力・京極氏権力に両属していたことが「下用帳」からうかがえる。六角氏権力に対しては、戦時に贈答を行っている他、要脚・段銭を負担している（表6）。京極氏権力に対しては、同じく京極氏やその被官に贈答を行っている他、兵糧米や軍事資金、種々の礼銭を提供している<sup>52</sup>。また、長享元年（一四八七）



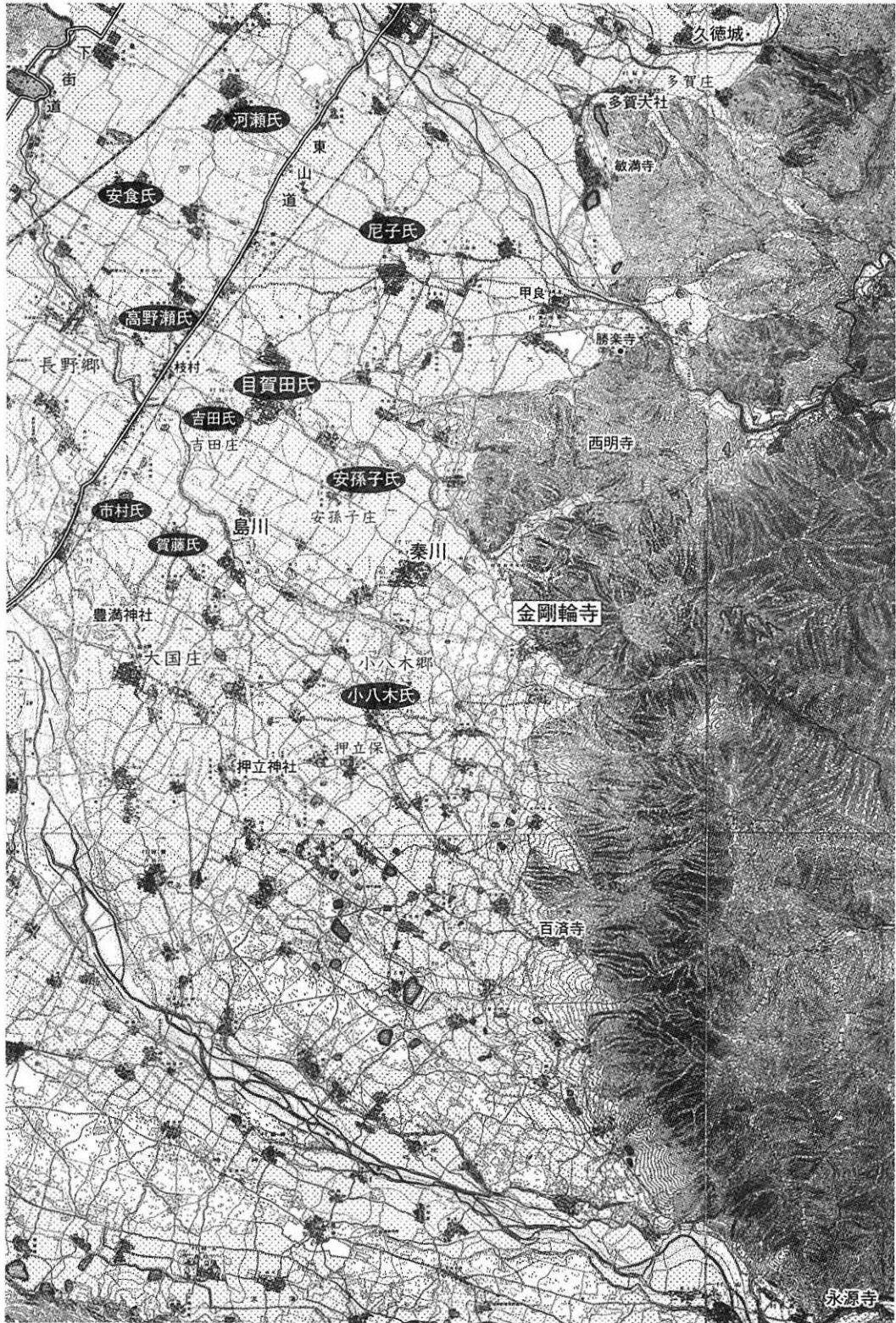


図4 金剛輪寺周辺図(仮製二万分一地形図をベースに作成)

No.	年月	下用	裏書	付箋	秦荘の歴史	愛智郡志	北村論文	備考
50	天文5.閏10	米・銭	〃	天文五年(11)ツツク 閏十月米 ウラ判行尊	199上・下	540~541	—	米→銭
51	(天文5.閏10)	米	〃	天文五年(12)此後一葉散佚 壬十月銭	199上	526~527	—	50の前に位置
52	天文5.11	米	金剛輪寺下倉拾一月分米銭帳(年行事・政所の署判)	天文五年(13)以下一二葉散佚 米(始)	199下~200上	529	—	
53	天文5.11	銭	(紙継目裏花押)	天文五年(14)以下三四葉散佚 十一月銭	200上	—	—	
54	天文5.12	米	金剛輪寺下倉米銭下用帳所(年行事・政所の署判)	天文五年(15)多分ツツクナラン 十二月米	200上・下	544~545	—	
55	(天文5.12)	米	(紙継目裏花押)	天文五年(16)ツツク 十二月分米	200下	527	—	
56	(天文5.12)	米	〃	天文五年(17)以下一二葉散佚 十二月分米	200下~201上	545	—	
57	(天文5.12)	銭	〃	天文五年(18)以下散佚 十二月分銭	201上	539~540	—	
58	天文11.12.19	—	〃	天文十一年十二月算用状	203下	—	—	年行事・政所らの署判
59	未詳	米	〃	天文年間ノモノナラン	—	—	—	年算用状か
60	(天文11.-)	銭	〃	天文十三年(1)前後ヲ欠ク 一月カ二月初ノモノナラン	201下	531~532	M	
61	(弘治2.)	銭	〃	天文十三年(2)下ニツツク 二月廿五・六日	201下~202上	535~536	—	62.66と同時期
62	(弘治2.-)	銭	〃	天文十三年(3)後欠ク 二月分ツツキ ウラ判散佚	202上	534~535	—	61.66と同時期
63	(弘治2.)	銭	〃	天文十三年(4)下ニツツク 八月~十二月	202上・下	532~533	—	64と接続
64	(弘治2.)	銭	〃	天文十三年(5)前ヨリツツク アト散佚	202下~203上	532	—	
65	(弘治3)	銭	〃	天文十三年以後(6)アトニツツク	203上	533~534	—	69と同時期
66	(弘治2.-)	銭	〃	天文十三年以後十四五年ナランカ(十三年ノ紙ノ大小ヲ異ニス)(7)アト欠ク	203上・下	536~537	—	61.62と同時期
67	(弘治元.-)	米	〃	付箋①弘治元年(1) 付箋②愛智郡志第一巻ニ由リ此後「江葉寺竹ノ儀」ノ記事(銭下用帳)アルモノ一葉アリタル由ナルモ、今之ナキハ如何ナル故ノ不審	203下~204上	517~518	—	
68	(弘治元.-)	銭	—	—	—	530~531	—	影写本になし
69	(弘治3.-)	銭	(紙継目裏花押)	弘治元年(2)	204上・下	521~522	—	90~92と同時期
70	(弘治2.-)	米	〃	弘治三年(3)アトニツツク	204下~205上	518~519	—	
71	(弘治2.-)	米	〃	弘治三年(4)	205上	522~523	—	
72	(弘治2.-)	米	〃	弘治三年(5)アトニツツク	205上・下	519~520	—	
73	(弘治2.-)	米	〃	弘治三年(6) (7)ハ第十号袋ニアリ ウラ判ハ教俊	205下~206上	523~524	—	この帳で完結
74	年未詳	—	〃	弘治三年ノモノナラン(7)	206上	—	—	年算用状か
75	(弘治3.-)	米	〃	弘治三年(一) 米下用	206上・下	—	N	表題「政所札版」
76	(弘治3.-)	米	〃	弘治三年(二) 政所板飯	206下	524	—	
77	(弘治3.8)	米	〃	弘治三年(三) 政所板飯	206下~207上	551	—	
78	(弘治3.8~9)	米	〃	弘治三年(四) 政所板飯トハ紙筆異ナリ 算用状カ中ナラン	207上	552	—	
79	(弘治3.-)	米	〃	弘治三年(五)アトニツツク 板飯分	207下	551~552	o	表題「札版分」
80	(弘治3.-)	米	〃	弘治三年(六)アトニツツク	207下~208上	—	o	78と接続
81	(弘治3.-)	米	〃	弘治三年(七) 中川氏永正ト附箋シアルモ誤ナリ ウラ判教俊ナリ	208上	—	o	
82	(弘治3.-)	米	〃	弘治三年(八) 次ノ(九)ハ第三号袋ニアリ 永正年間ト加筆セルハ誤ナリ(ウラ判教俊ナラ見ヨ)	208上・下	—	—	
83	(弘治3.-)	米	〃	弘治三年(九)	208下	—	—	
84	弘治3.12.19	米	〃	弘治三年(十)	208下~209上	—	—	年行事・政所代の署判
85	(弘治3.1~2)	銭	〃	弘治三年(十一)アトニツツク 銭算用状	209上	549~550	—	
86	(弘治3.1~2)	銭	〃	弘治三年(十二) (十三)ニツツク (十三)ハ第八号袋ニアリ	209上・下	547~548	—	85と接続
87	(弘治3.1~2)	銭	〃	弘治三年(十三) (十二)ヨリツツク 銭算用状	209下	538~539	—	86と接続
88	(弘治3.)	3項	銭	弘治三年(十四) (十三) (八号袋ナリ)ヨリツツク アトニツツク	209下~210上	546~547	—	87と接続?
89	(弘治3.)	6項	銭	弘治三年(十五) (十四)ヨリツツク	210上・下	—	—	
90	(弘治3.-)	銭	〃	弘治三年(十六) アトニツツク	210下	—	—	
91	(弘治3.-)	銭	〃	弘治三年(十七) アトニツツクカズ	210下~211上	548~549	—	65.69と同時期
92	(弘治3.-)	銭	〃	付箋①弘治三年(十八) 第十号袋ニアル(十九)ニツツク 永正ノ附箋ハ誤ナリ 付箋②永正	211上・下	548	—	
93	弘治3.12.19	銭	〃	弘治三年(十九)	211下	—	—	年行事・政所代の署判
94	弘治3.12.19	銭	〃	弘治三年(二十)止	211下	—	—	

備考：・東京大学史料編纂所の影写本の順番に従い、「下倉米銭下用帳」とされるものに番号を与えた。ただし、No.68のみ影写本になく、「近江愛智郡志」五に所収されている翻刻によった。  
 ・「年代」は、各断簡に付された付箋の内容ではなく、筆者の年代比定によった。文書中に年記がなく、推定による場合は( )をつけた。  
 ・「下用」には、米の支出か銭の支出かを示す。「米・銭」とあるのは、帳簿の途中で米下用の記載が完結し、銭下用の記載が始まっていることを意味する(「備考」に「米→銭」と記した)。  
 ・「付箋」には、各断簡の裏に貼り付けられてあった付箋の記載を記した。付箋が2枚ある場合は、作成年代が古いものを付箋①、新しいものを付箋②とした。なお、付箋の記載にみえる「中川氏」とは、「近江愛智郡志」五の執筆者である中川泉三氏を指すものと思われる。  
 ・「秦荘の歴史」「愛智郡志」「北村論文」では、それぞれの断簡が「秦荘の歴史」四、「近江愛智郡志」五、北村撰「近江愛智郡金剛輪寺所蔵文書について」とくに下倉米銭下用帖について(「史窓」16, 1960年)のどこに収められているかを示した。北村論文は史料番号で、それ以外はページ数にて示した。

表5 金剛輪寺下倉米銭下用帳目録

No.	年月	下用	裏書	付箋	泰莊の歴史	愛智郡志	北村論文	備考
1	(明応年間)2~3	米	(紙継目裏花押)	文明十八年 最古ノ断片也	185	505~506	A	
2	(明応年間)10	米	〃	延徳年間ノモノナラン(ウラ判ニ由リテ)	187下	553	—	
3	(長享元)8末~9初	銭	〃	長享元年(1)	185上~186上	—	B	
4	(長享元)9末	銭	〃	長享元年(2)ツヅキ	186上	496~497	—	
5	(長享元)9末	銭	〃	長享元年(3)ツヅキ	186上・下	493~494	—	
6	(長享元)10	銭	〃	長享元年(4)ツヅキ	186下	494~495	—	
7	(長享元)11	銭	〃	長享元年(5)(紙端チギレ居リテ、接続詳ナラス)十一月分ナリ	186下~187上	495	—	
8	(長享元)11末~12	銭	〃	長享元年(6)ツヅキ(閏十一月分 同十二月分)	187上	497~498	—	
9	(長享2)2~3	銭	〃	長享二年(7)此前一二葉散佚(二月・三分)	187上・下	528	C	
10	(明応4)9	米	〃	明応四年(1) 九月	187下~188上	516~517	D	
11	(明応4)10	米	〃	付箋①明応四年(2)ツヅキ 十月/付箋②ココニ十月一升トアルコト肝要ノ手ガカリナリ 此一片紛失セザランコトヲ要ス	188上	512~513	E	10と接続?
12	(明応4)10~11初	米	〃	明応四年(3)ツヅキ 十月廿一日至十一月一日	188上・下	502~503	—	11と接続
13	(明応4)11初	米	〃	明応四年(4)ツヅキ 十一月二日~十一日	188下~189上	500	F	12と接続
14	(明応4)11中	米	〃	明応四年(5)ツヅキ 十一月十二日~廿四日	189上	500~502	—	13と接続
15	(明応4)11末~12初	米	〃	明応四年(6)前ニツヅク(此後一二葉散佚)十一月廿九日~十二月六日	189上・下	509~510	G	14と接続
16	(明応4)12末	米	〃	明応四年(7)前一二葉散佚 後ニツヅク 十二分	189下	503~504	H	15と接続
17	(明応4)12末~5.1初	米	〃	明応四年十二月・五年正月(8)ツヅキ	190上	504~505	H	16と接続
18	(明応5)1	米	〃	明応五年(9)ツヅキ 以下一葉散佚 正月分	190上・下	498~499	—	17と接続?
19	(明応5)2	米	〃	明応五年(10)ツヅク 二月十八日	190下	505~506	—	
20	(明応5)2	米	〃	明応五年(11)ツヅク 二月十九日~廿九日	190下~191上	514~515	—	19と接続
21	(明応5)2~3初	米	〃	明応五年(12)ツヅク 二月廿九日~卯月八日	191上~192下	513~514	—	20と接続
22	(明応5)4中~5初	米	〃	明応五年(13)ツヅク 四月八日~五月十日	191下	506~507	—	
23	(明応5)5末~6初	米	〃	明応五年(14)ツヅク 五月十日(続)~六月十二日	191下	507~508	—	
24	(明応5)6中末~7初	米	〃	明応五年(15)以下十一月十六日マデ散佚 六月十二日~七月一日	192上	508~509	—	
25	(明応5)7	米	〃	明応五年(16)ツヅク 十一月十七日~廿六日	192上・下	511	—	
26	(明応5)7	米	〃	明応五年(17)ツヅク 十一月廿七日	192下	511~512	—	決算
27	明応5.11	米	〃	明応五年(18)ツヅク	193上	510	I	決算
28	明応5.11	米	〃	明応五年(19)ツヅク	193上	—	I	上座の署判
29	明応5.11	米	〃	明応五年(20) 散用状終 ウラ判ハ法印海豪ナリ	193上	—	—	年行事と法印3名の署判
30	天文2.1130	米	金剛輪寺下倉米下用帳所(年行事・夜所の署判)	—	196上	—	—	欠損甚大
31	天文元.10.30	銭	〃	天文元年(1)	193下	—	—	決算
32	天文元.11.30	銭	〃	天文元年(2)ツヅキハ第十号袋ニアリ 十一月分	193下~194上	—	—	決算
33	(天文元).11	銭	〃	天文元年(3)	194上	—	—	32と接続
34	天文2.11	米	金剛輪寺下倉米下用帳所(年行事・夜所の署判)	付箋①天文二年(4)ツヅク 十一月分 付箋②標題ニ天文元年十一(二ニ似ケリ)用アルモ中ニ天文二年トアリ、其所以ヲ知ラス、内容ハ天文二年十一月米下用帳ナリ	194上	—	—	欠損甚大
35	(天文2.11)	米	〃	天文二年(5)ツヅク 十一月分米	194上・下	—	—	欠損甚大
36	(天文2.11)	米	〃	天文二年(6)ツヅク(第四号袋ニアリ) 十一月分米	194下~195上	—	—	欠損甚大
37	天文2.11	米・銭	〃	天文二年(7)ツヅク 十一月米及銭	195上	553	—	米→銭
38	(天文2.11)	銭	〃	天文二年(8)以下十二月分米ノ部(数葉)散佚 十一月分銭	195下	—	—	
39	天文2.11	米・銭	〃	天文二年(9) 十二月分銭下用	195下~196上	—	—	米→銭
40	天文5.8	米	金剛輪寺下倉米下用帳所	天文五年(1)ツヅク 八月米	196上・下	524~525	J	
41	(天文5.8)	米	(紙継目裏花押)	天文五年(2)以下一二葉散佚 八月米 ウラ判盛慶	196下	543	—	
42	(天文5.8)	銭	〃	天文五年(3)ツヅク 八月銭	196下~197上	—	K	
43	(天文5.8)	銭	〃	天文五年(4)以下一葉散佚 八月銭	197上・下	538~539	—	
44	天文5.9	米	金剛輪寺下倉米下用帳所(年行事・夜所の署判)	天文五年(5)以下数葉散佚 九月分米(始)	197下	542~543	—	年行事と法印3名の署判
45	天文5.9	銭	(紙継目裏花押)	天文五年(6) 九月銭(終)	197下~198上	—	L	決算
46	(天文5.9)	銭	〃	天文五年(7) 九月分算用状断片	198上	—	—	2名の署判45と接続
47	(天文5.10)	米	〃	天文五年(8)此前一葉散佚トニツヅク 十月分米	198上	541~542	—	
48	(天文5.10)	米	〃	天文五年(9)ツヅク 十月分米 ウラ判盛慶	198下	525~526	—	
49	天文5.10	銭	〃	天文五年(10)此後一二葉散佚 十月分銭	198下~199上	543~544	—	

の六角征伐において、金剛輪寺は京極氏より制札をもらっており、京極氏に安全保障を求めている<sup>(84)</sup>。

こうした両権力への金銭・物資の提供を「過剰な収奪」としてのみ捉えることは適当ではない。金剛輪寺は両勢力がぶつかり合う地に位置するので、自己の安全や権益を守るために双方と関係を結んだのである。

金剛輪寺は六角氏・京極氏だけでなく、その被官や地域の国人・土豪、さらには將軍とも関係をもった。長享元年、金剛輪寺は京極氏の最有力被官の多賀氏から二〇貫文を賦課されたが、別の京極氏被官である箕浦氏を頼って免除を願っている<sup>(85)</sup>。被官との個別的な関係が、権力からの過剰な賦課を免れる手段となった。

地域の国人・土豪との関係も、同様に権力への対抗手段となった。明応四年（一四九五）、金剛輪寺が多賀経忠から兵糧米を賦課された際、犬上郡安食（豊郷町）の安食氏が交渉を行っている<sup>(86)</sup>。また翌年、六角氏から「小八木郷段銭」を賦課された時、杉立氏・屋嶋氏へ書状を送っている（表6）。詳細は不明だが、六角氏への詭言を両名に依頼するためであったのであろう。

將軍との直接的な関係も、六角征伐時において一時的に確認できる。長享元年、水口（甲賀市）に在陣した足利義尚に対し、金剛輪寺は「御判」を求めた<sup>(88)</sup>。この御判は金剛輪寺の安全や権益を保証する内容と考えられ、前述の京極氏が出した「制札」と同じ役割を果たしたと考えられる。

このように、金剛輪寺は、京極氏・六角氏という上位権力に両属す

表6 六角氏による金剛輪寺領への要脚・段銭賦課

年月日	史料本文	史料番号
明応4.10.-	一升 <sup>十月</sup> □□ 六角殿御前衆谷屋又太郎、麓要脚可懸由□来間、則□九郎兵衛樽持□談合御出時、臨時食	11
明応4.11.2	二升 <sup>二日</sup> 麓要脚事ニ並木方へ状持行食、一夜逗留候	13
明応4.11.30	一斗四升 <sup>卅日</sup> 六角殿御要脚侘事、並木方へ樽持行食	15
明応4.12.1	一升 <sup>四日</sup> 六角殿御要脚事ニ本茂藤兵衛方へ状持行食	15
明応4.12.1	□□ 同事ニ、並木方へ状持行食	15
明応4.12.30	一升 <sup>四日</sup> 六角殿御要脚銭持行食	17
(明応5).2.22	一升 <sup>廿二日</sup> 小八木郷八十石段銭付並木方へ注進二行食	1
(明応5).2.26	五合 <sup>廿六日</sup> 同事に付、杉立殿状遣食	1
(明応5).3.9	一升 <sup>九日</sup> 同事、並木方へ注進行食	1
(明応5).3.10	一升 <sup>十日</sup> 同事に付て、並木方へ多聞坊・年行事越時、人夫食	1
(明応5).3.5	五合 <sup>五日</sup> 又八十石事に付て、杉立殿・屋嶋方へ状下食	1
(明応5).3.16	五合 <sup>十六日</sup> 八十石ニ付テ、屋嶋方状遣食	1
明応5.2.28	四升 <sup>廿八日</sup> 小八木郷八十石段銭之事、御屋形御前申返御奉書持来兩定使飯酒	20
明応5.2.29	二升 <sup>廿九日</sup> 同事、催促可来由申候間、重而並木方へ注進状持行臨時食	20
明応5.2.29	五合 同事ニ、郡使ニて可催促風聞候間、為二意得二小八木殿へ状持行使食	21
明応5.3.1	一升 <sup>三月一日</sup> 同段銭事重て出羽殿成敗出候間、為礼年行事御出時、樽持行人夫食	21
明応5.3.12	五合 小八木郷八十石之事、郡催促無沙汰候間、礼御出、樽持行食	21

るだけでなく、地域の有力者や大名被官と個別に関係を結ぶことで、大名権力からの働きかけに対して自己の主張を一定程度反映させようとしたのである。

「両属」関係の解消へ―六角氏の北方進出―

ところが、こうした関係は京極氏の家督内紛を機に大きく変化する。

大永四年（一五二四）七月二十七日、六角定頼は豊満神社（愛知川町）・多賀大社（多賀町）に神領安堵を認める書下を発給した。史料5はこの時に豊満神社に宛てた文書であるが、多賀大社宛ての書下〔戦二四〇〕もこれとまったく同じ内容である。

【史料5】六角定頼書下案〔戦二三九〕

豊満神社寄進買得諸神領之事、任当知行旨領掌不可有相違之上者、  
弥可全領知之状如件、

大永四年七月廿七日 弾正少輔定頼（花押）

豊満大社神官中

これ以前、六角氏権力が両神社に発給した文書は確認できない。むしろ、これまで両神社の神領安堵を行っていたのは京極氏権力であった。<sup>(60)</sup>しかも、戦国期の六角氏当主の発給文書は基本的に書状形式なので、異例の形式の文書といえよう。

今岡典和は、大永四年の三条御所移転に伴う段銭徴収を梃子にした守護支配の強化によってこの文書が発給されたと評価した。<sup>(61)</sup>だが、段銭徴収と寺社への知行安堵とが直接連関するとは考えにくい。むしろ国内情勢のなかで考えるべきであろう。史料5の文書が発給された時

期は、前年に京極氏の家督内紛があり、京極・六角間の軍事的緊張が高まっていた時期にあたる。両神社が社領押領を警戒して権力側に保護を求める素地があり、京極氏権力が内紛を経て不安定になっている以上、頼れるのは六角氏権力だったのである。

一方、同日付・同内容で両神社に書下が出されていることから、六角氏権力の側にもこの書下を出す必要性があったと考えられる。両神社の地域における位置付けから、そのことを考えてみたい。

豊満神社は大国庄の鎮守社で、地域の国人・土豪が神領経営や神事の挙行を共同でつとめていたことが知られる。<sup>(62)</sup>多賀大社も同様に、鎌倉期以来、周辺の国人・土豪が神事をつとめていた。<sup>(63)</sup>つまり、両神社は周辺地域の諸階層が結集する地域の核といえよう。

六角氏は、支配を十分に及ぼしていなかった愛知郡・犬上郡において、その核となる神社を保護することで、支配を効果的に及ぼそうとしたのである。

大永五年、六角氏は京極・浅井の連合軍に勝利したことで、愛知郡・犬上郡への支配を確固たるものにした。以後、金剛輪寺は「両属」関係を解消して六角氏との関係を強めるようになる。その関係を、次節で具体的にみてみよう。

(2) 地域支配機構の形成

第一章と同様、この地域においても、一六世紀初頭までは守護代伊庭氏が六角氏の公的支配の大部分を担った。

明応五年（一四九六）、六角氏が小八木郷（東近江市）に段銭を賦課した際、郡使をもって催促するとの決定がなされた（表6）。これに対し金剛輪寺は、伊庭氏被官である並木氏<sup>(65)</sup>を介して伊庭氏と交渉し、その結果伊庭氏の「御成敗」によって郡使の派遣がなくなった。この例から、伊庭氏が権力の公式な決定を左右しうる重要な立場にいたことがうかがえる。

しかし、六角氏は「伊庭氏の乱」を通じて伊庭氏を放逐した。そして、京極氏・浅井氏と戦い、北方への影響力を強めていった。これにより、伊庭氏を介さない形での支配が必要となり、次の通り新たな支配機構を構築した。

#### 有力被官三上氏と使者谷氏

三上氏は、室町期に守護代をつとめた家で、野洲郡三上（野州市。図2）に出自をもつ。少なくとも天文初年以降、六角氏から金剛輪寺支配の権限を委ねられ、金剛輪寺との交渉にあたったことが「下用帳」からうかがえる。

三上氏は、普段は観音寺城内におり、六角氏の命を受けると、谷氏や「三上殿衆」と呼ばれる自身の中間の使者として金剛輪寺に派遣したようである<sup>(66)</sup>。弘治二年（一五五六）、六角氏は観音寺城の石垣普請を金剛輪寺に命じた。その際、三上氏が使者として谷十介を金剛輪寺に派遣している<sup>(67)</sup>。翌年、六角氏が伊勢に進攻した際には、同じく谷氏を派遣して矢筈（矢の軸）を要求している（表7）<sup>(68)</sup>。

一方で三上氏は、六角氏の意向を前提とせず、金剛輪寺と独自に関

係をもつこともあった。たとえば、金剛輪寺から毎年三貫文受け取っていたことが知られる<sup>(69)</sup>。また弘治二年、近江猿樂上三座の一つ、日吉座の日吉大夫が今年の能を行うと申し入れてきた際、金剛輪寺は詫言し、三上氏の折紙を根拠に、日吉座の能興行停止を六角氏に申し届けた<sup>(70)</sup>。金剛輪寺は、三上氏の判断の実効性を認めているのである。

三上氏として「下用帳」にみえるのは、宗左衛門・藏人・孫七郎の三名であるが、この他にも三上氏は六角氏の有力被官として活躍している。越後守頼安と、恐らくその息子と推定される恒安は、六角氏奉書の署判者として知られる<sup>(71)</sup>。栖雲軒土忠は、保内商人と枝村商人との相論の担当者となっている<sup>(72)</sup>。系譜関係は不明だが、三上氏は室町期以来、六角氏の有力被官として、権力内外に大きな影響力をもった家であったことがわかる。

三上氏の使者として活動した谷氏（新右衛門尉・十介・中務・弥太郎）は、武佐（近江八幡市）の谷氏館に住んでいた<sup>(73)</sup>。また、金剛輪寺膝下の秦川などから年貢の一部を受け取っている<sup>(74)</sup>。谷氏が金剛寺領から年貢を取ることができたのは、六角氏権力の末端として金剛輪寺と交渉するなかで、金剛輪寺との関係を深めたからであろう。

#### 近臣能登忠行と使者鈴木甚五郎

「下用帳」には、能登右近大夫（のち右馬允）という人物が六角氏被官としてしばしば登場する<sup>(75)</sup>。近年、村井祐樹の研究により、この人物は、天文九年（一五四〇）以降六角氏の奉書署判者として活動した能登忠行であることが明らかになった。出自は定かでないが、高島七頭の

表7 六角氏の軍事行動と金剛輪寺（天文年間以降）

年月日	賦課の内容	権力機構	史料本文	史料番号
天文5.8-	樽	—	三百五十文 安孫子殿へ樽老荷之代、但多賀久徳城ふしん之時、色々御辛勞共ニ候間、依衆議遣也、古酒之代	43
	樽	高野瀬氏	三百五十文 同事ニ、高野瀬殿へ樽老荷之代、同古酒	43
	樽	—	三百五十文 同、久徳宿へ樽一荷之代、古酒	43
天文5.12-	物資受取	妙観院／中間	□□ 妙観院より楠木板いそき候者、取ニ可来候由申きたり候時、中間くたひれ候由申候間、飯酒	54
	物資受取	能登忠行	□□ 楠事、野登右近大夫殿へ樽持行食	56
弘治2.8.18	?	—	廿四文 八月十八日、上様ヨリ佐和山へ被召候時、年行事一人・りんし一人兩人夕飯	63
弘治2.8.19	人質	—	卅六文 同十九日二人質可預由夜中ニ罷越、御請申時、佐和山にて朝飯、使節兩人・りんし一人分、三人分	63
弘治2.8-	在番	—	十八文 河瀬番請取申由注進ニ罷越時、於路次日中三人分	63
	在番	能登忠行	卅六文 同日、上様御すきなき由候間、能右馬不令申上候条、逗留、夕飯三人分	63
	在番	—	廿一文 河瀬番屋竹取時、承仕三人のませ申時、酒代	63
弘治3.6.1	物資運搬の人足	能登忠行／ 鈴村甚五郎	五十文 <sup>六月十六日</sup> 勢州柿之城江表 <sup>(俵)</sup> 被遣候間、寺家江人足之儀被仰出、能右馬殿より甚五郎被来候時、一つ申候酒肴之代	89
弘治3.6-	物資運搬の人足	能登忠行	四十八文 同人足事迷惑之由申候て、年行事・使節能右馬殿江御出之時、上下日中	89
弘治3.6-	物資運搬の人足	—	四十八文 同、次日朝飯料、但表 <sup>(俵)</sup> 三〇石勢州柿城迄可遣之由被仰候	89
弘治3.8-	軍事物資	三上氏	二斗 三上殿矢筈立之時十人ノ飯酒	77
	軍事物資	谷十介	二斗四升 谷方矢筈立之事申候て来候間、樽遣候	79
	軍事物資	谷十介	四升 矢筈立可来案内二十介方被来候、飯酒	77
	軍事物資	三上氏?	二升 同、矢筈観音寺へ持行臨時食	78
	軍事物資	谷十介?	二升 同、武佐へ持行臨時食	78
弘治3.-	職人	谷十介	四升 勢州へ鋸引可遣之由被仰出、十介方被来候、上下飯酒	75
	職人	能登忠行／鈴村甚五郎	四升 鋸引事被仰出、能右馬殿より鈴村甚五郎被来候、飯酒	76
	職人	能登忠行／鈴村甚五郎	四升 勢州儀之事ニ、能右馬殿甚五郎方被来候、飯酒	79

能登氏の庶流であると考えられている。<sup>77)</sup>

能登忠行は、常に六角氏当主の近くにいて、金剛輪寺との交渉役をつとめた。弘治二年、六角義賢が北郡に出陣した際には、義賢とともに佐和山城に籠り、金剛輪寺に應對した(表7)。同年、観音寺城下の石寺での千部経興行を命じられた金剛輪寺は、観音寺城に行つて能登忠行と交渉している。<sup>78)</sup> 忠行は、六角氏から金剛輪寺における問題の調停を委任されることもあった。天文十一年、能登忠行は六角氏の要請を受け、金剛輪寺の「万蔵闕所物」に関するトラブルを調停している。<sup>79)</sup>

能登忠行は弘治年間(一五五五〜五七)以降、鈴村甚五郎を使者として金剛輪寺に派遣するようになった。一例を挙げると、弘治三年の伊勢進攻に際し、能登忠行は鈴村甚五郎を金剛輪寺に派遣し、柿城(三重県朝日市)に依を運ぶ人足を徴発している(表7)。

鈴村氏は蒲生郡の鈴(東近江市)を出自とする土豪であり、能登氏との旧来からの被官関係や、金剛輪寺との固有の関係を想定することは難しい。鈴村甚五郎は、六角氏権力内で活動するなかで能登忠行と関係を結び、金剛輪寺への使者として編成されたと考ええるべきである。

#### 寺奉行

弘治二年一二月、政所役のことで金剛輪寺の使者は観音寺城を訪れ、「寺奉行」と交渉を重ねている。<sup>81)</sup> 金剛輪寺は「寺奉行」と直接交渉し、自らの要求を伝えていることから、「寺奉行」は観音寺城内に設けられた寺院との交渉の窓口であったと考えられる。時代は下るが、「六角氏式目」からもその存在をうかがうことができる。<sup>82)</sup>

## その他の六角氏被官

天文五年九年、美濃国での斎藤利綱と長井氏との対立に際し、六角定頼は美濃に派兵する<sup>85</sup>。その際、久徳城（多賀町）を築いて美濃からの逆襲に備えている。その普請には、六角氏被官の妙観院と高野瀬氏が参加している（表7）。

妙観院は、第一章でみたように六角氏の軍事・外交部門で広く活躍する人物である。そうした権力内での役割に基づいて、普請に関与したものであると思われる。

高野瀬氏は、高野瀬（豊郷町）を本拠とする勢力で、六角定頼の頃より、多賀大社に対して六角氏当主の書状を取り次いでいる。六角氏との被官関係と、地理的に久徳に近いという条件の下、普請に動員されたのである。だが、金剛輪寺や周辺地域への支配の窓口としての活動はうかがえない。

以上、一六世紀初頭以降の六角氏の金剛輪寺への支配は、①三上氏—谷氏、②能登忠行—鈴木甚五郎、③寺奉行という性格の異なる三つの窓口を通じて行われたことをみてきた。

①の三上氏は六角氏の重臣の一人で、金剛輪寺と独自に関係を深め、当主の意を受けなくても有効な判断を下しうる主体として金剛輪寺に期待された。②の能登忠行は、当主に近侍し、常に当主の意向を受けて金剛輪寺と交渉を行った。奉書署判を通じて六角氏権力の意志決定に参画する側面ももち、六角氏の実務官僚的な存在であったと評価できる。③の寺奉行は、寺院担当の窓口として観音寺城内に設けられた

が、寺院の要求を六角氏に伝達するという側面が強いといえる。

## (3) 六角氏支配と金剛輪寺

本節では、六角氏権力が金剛輪寺と関係を結んだ理由と、六角氏権力の支配が金剛輪寺や周辺の地域にとつていかなる意味をもったのかを考えてみたい。

六角氏権力は戦争において種々の賦課を行ったが、とりわけ人的資源を求めた。弘治二年（一五五六）の近江北郡での戦争では、河瀬（彦根市）での在番を金剛輪寺に命じた。弘治三年の伊勢国進攻では、俵運搬の人足や鋸引の職人を供出するよう求めた（表7）。

戦争以外では、先述した弘治二年の石垣普請（金七九）や、同年の六角義弼元服の際に機折を命じている<sup>84</sup>。

このように、六角氏権力は職人をはじめ多くの人的資源を抱える金剛輪寺の社会的機能を利用し、種々の人的・経済的資源を求めた。金剛輪寺と関係を結ぶメリットはここにあるといえよう。

一方、金剛輪寺が様々な要求を一定度受け入れた背景には、次のように六角氏に期待する面があったことを指摘しておきたい。

第一に、在地領主からの「違乱」の抑止を六角氏権力に求めている。弘治三年、下内・藤井・杉立ら近辺の土豪が、長野小次郎名公方年貢の催促を金剛輪寺にさせようとした<sup>87</sup>。長野小次郎名には金剛輪寺の寺領も含まれていること<sup>86</sup>から、下内らは金剛輪寺を利用して年貢を集めようとしたのである。これに対し金剛輪寺は、六角氏権力の判断を



仰ぐことで、年貢催促の要請を逃れようとした。<sup>(88)</sup> 六角氏権力に頼ることで、近辺の土豪の要求を拒もうとしたのである。

第二に、六角氏権力の強制力に期待している。弘治二年、金剛輪寺に支払われるべき金銭が未進となったため、金剛輪寺は六角氏に「御中間」の派遣を要請している。翌年も、「機折銭」が未進となったため、談合の末「御中間」の派遣を六角氏に求めた。<sup>(90)</sup>

『六角氏式目』には、この「御中間」に関する規定が詳細に設けられている。

【史料6】六角氏式目

<sup>(五五)</sup> 一 不限催促奉行等之儀、御中間被差遣処、動在々所々不致承引、結句

狼藉仕立、太以緩怠之条、従先規被任御法之旨、堅可被加御成敗事、

<sup>(五四)</sup> 一 以御中間催促之事、子細被逐御礼明、被仰付於催促者、立符儀不可被仰出事、

<sup>(五五)</sup> 一 諸年貢并借与物其他催促事、任申請旨、御中間被相付之処、論人

申旨、子細可在之様、被問召者、其段訴人仁被仰問、以日限可被

相立、則日限中仁論人一途之子細不致言上者、重而御中間被遣之、

可有譴責、至其時者立符不可被遣之事、

<sup>(五六)</sup> 一 以御中間被譴責処、立符申上輩、子細一筋自在之様仁被問召儀、

雖不被逐淵底、以日限立符可被遣次第、書載先条申訖、然而子細

是非不能言上、先可被相立催促旨申族、併可申上道理無之者欵、

一切立符不可被遣之事、

右の史料によると、「御中間」は年貢や借与物などを催促する際、

申請に応じて派遣された。そして、「御中間」を派遣された側に一定の言い分があれば、期限を決めて立符（執行を中断させる命令書）を出し、期限内に正当性を主張できなければ再び「御中間」を派遣するようなシステムがあつたようである（五五条）。

これを踏まえると、先の事例は、金剛輪寺に支払われるべき金銭が未進となつているため、六角氏権力に「御中間」による催促を依頼したものであつたと理解できる。

しかし、金剛輪寺は六角氏の一元的な支配のもとに入つたわけではなかつた。戦国期を通して、地域の土豪・国人と個別に関係をもち続けた。弘治二年（一五五六）、目賀田（愛荘町）を本拠とする目賀田氏が押立（東近江市）の堤の木の伐採を停止するとの成敗を下している。<sup>(91)</sup> 目賀田氏は、地域で起きた問題に対して、六角氏の意向によらず独自の判断で成敗を下すことができたのである。この成敗が金剛輪寺にとつていかなるメリットがあつたかはわからないが、案文が届いているので、金剛輪寺もこの成敗を求めていたことは間違いない。金剛輪寺は年始に目賀田氏に音信を行い、<sup>(92)</sup> 地域の問題を解決しうる存在として関係をもち続けた。

また弘治二年、三上殿への恒例銭をめぐってトラブルが発生した際、金剛輪寺は押立神社（東近江市）の神主である中村氏に六角氏との交渉を委ねた。<sup>(93)</sup> 六角氏権力との交渉を有利に進める上でも、地域の国人・土豪との関係は不可欠だったのである。

そもそも、金剛輪寺周辺では、六角氏に一元化されない多元的な権

力構造が戦国期を通して確認できる。

前出の「豊満神社記録」・「豊満大明神御渡り次第」・「押立神社板札文書」などからは、地域の有力神社を支える国人・土豪や上層農民の姿を、少なくとも天文末年まで確認することができる。これらの史料にみえる人物は、六角氏の被官として編成されていない。地域で自生的に形成された一揆的結合は、宮島敬一の想定とは異なり、ストリートに六角氏権力の基盤とはならなかった。むしろ、六角氏は神社の権益を保護することで、そこに結集する国人・土豪の一揆と間接的に関係を結んでいたのである。

さらに、こうした一揆的結合に包摂されないような勢力もいた。目賀田氏は、六角氏からも国人・土豪の一揆からも一定の距離をとり、独自の権限で地域の問題を裁定しうる権力であった。地域の権力秩序は、地域的一揆体制だけで成り立っていたわけではないのである。

以上、金剛輪寺周辺では、六角氏権力が最上位に位置しつつも、それには完全に包摂されない形で、国人・土豪の一揆的結合や地域権力が併存していたことを述べた。地方寺社は、六角氏のような上位権力と地域の国人・土豪の両方と関係を結び、双方との関係を場面に応じて使い分けることで、自己の権益を維持したのである。

#### (4) 小括

一六世紀初頭以降、六角氏は守護代伊庭氏を克服し、京極氏・浅井氏に対して軍事的に優位に立ったことで、新たな支配機構を創出した。

それは、①旧守護代系の有力被官、三上氏、②六角氏の近臣で実務官僚の能登忠行、③寺奉行、という性格の異なる三つの窓口からなる。

①②はそれぞれ使者(谷氏、鈴木甚五郎)を派遣して交渉にあたらせた。

六角氏権力と金剛輪寺や周辺の寺社(豊満神社・多賀大社など)の間にも、第一章でみたような相互依存関係をみることができ。すなわち、六角氏にとってあらゆる階層の結集核となっていた寺社を押さえることが、それまで影響を十分に及ぼすことができていなかった地域を支配する足掛かりとなった。また、六角氏は寺社のその多様な社会的機能を利用し、豊かな人的・経済的資源を求めた。一方、金剛輪寺をはじめとする寺社にとって六角氏は、戦争などで自己の安全や権益を保証しうる存在であり、その手段として強制力に基づく譴責をしばしば求めた。さらに、近隣諸勢力からの「違乱」を抑止する役割も期待した。

だが、金剛輪寺周辺では、国人・土豪の一揆結合や地域権力が六角氏から一定度独立した形で、戦国期を通して存立していた。六角氏はいずれを否定することなく、結集核となっている寺社を介して間接的にこれらと関係を結んだ。金剛輪寺は、六角氏だけでなく地域の国人・土豪とも関係を維持し、場面に応じて使い分けることで自己の権益を維持したのである。

### 三 戦国期六角氏の地域支配構造

#### (1) 支配機構の形成と政治拠点の整備

一五世紀中頃から一六世紀初頭にかけて、六角氏の公的支配の大部

分は守護代の伊庭氏に担われていたが、伊庭氏を排斥することで、六角氏は独自の支配機構を確立した。すなわち、六角氏から地域支配を委ねられた、いわば「地域支配の窓口」にあたる武士が、「使者」や「中間」を現地に派遣するという重層的な上意下達システムである。

「地域支配の窓口」は、観音寺城内にいる六角氏の有力被官がつとめた。彼らは直接寺院を訪れることはなく、六角氏の命を使者や自身の間を介して伝達した。

長命寺に対しては、六角氏の奉書に署判する家柄である池田氏の一族が窓口となり、金剛輪寺に対しては①旧守護代の家をつとめた三上氏の一族、②六角氏の奉書署判者である能登忠行、③寺院担当の窓口である寺奉行が対応する、複線的な支配体制で臨んだ。

こうした支配機構の違いは、両寺院の属する地域性の違いに求めることができる。長命寺周辺はもとも六角氏の強い影響下にあった地域で、単独の窓口であっても在地勢力の協力が比較的得やすかったと考えられる。金剛輪寺周辺は、一六世紀初頭まではどちらかというところ京極氏の影響が強く、国人・土豪の一揆結合や地域権力など多元的な権力構造が根強く残る地域であった。そうした多様な利害関係に対応するため、支配の窓口も複雑化せざるをえなかったであろう。そして、特に三上氏は金剛輪寺との間で独自の関係を築いたが、こうした「窓口」のあり方が戦国期を通じて維持・強化されていった。

「地域支配の窓口」となった被官は、単に六角氏の命令を伝えるだけでなく、寺社から定期的に銭や貢納物を受け取ったり、人足を賦課

するなど、独自の利害をもつ存在でもあった。六角氏の支配は、こうした個別の利害関係を一定度容認した上で成り立っていたのである。

「地域支配の窓口」の命を受け、現地に行つて交渉を行うのは「使者」もしくは「中間」である。金剛輪寺との間を結ぶ、三上氏の使者の谷氏は蒲生郡の武佐に館を構えていた。能登忠行の使者の鈴村甚五郎も蒲生郡の鈴を出自にもっている(第二章)。このように、「使者」は支配領域ともともと接点をもつておらず、観音寺城内に住んでいたわけでもないようである。六角権力内では、権力意志の伝達者としての位置しか与えられていなかったのである。しかし、谷氏が金剛輪寺領より年貢を受け取っていた事実から明らかのように、「使者」も独自の利害をもつ存在であった。

一方、長命寺との関係で、池田氏の下に特定の「使者」がいたことは確認できない。池田氏はむしろ、在地の深尾氏・小森氏・長田氏などを自己の統制下に置き、必要に応じて彼らを「使者」として長命寺に派遣した(第一章)。この点からも、長命寺との窓口をつとめた池田氏の方が、三上氏や能登忠行に比べて在地掌握を一層進めていたことといえよう。

「中間」は、権力の末端として意志伝達に携わり、時には軍事力ともなった。六角氏当主だけでなく、「地域支配の窓口」も「使者」も多数の中間を抱えていたが、彼らは階層ごとに様々な呼称で呼ばれていたようである。本来は村落上層身分の者であり、在村のまま奉公するようなケースもみられた(第一章)。「中間」は権力末端としての立場を

利用して、寺社へ礼錢などを要求しており、独自の利害をもっていた。

この他、特定の分野を担当する被官もいた。「舟奉行」大塚八郎兵衛や軍事・外交の場面で活躍した妙観院がそれにあたる(第一章)。彼らは六角氏当主に直屬し、地域に関係なく、自身の担当分野に関する権力の意志伝達に幅広く携わった。深尾氏は、長命寺との関係では池田氏の統制下にあつたが、湖上勢力との折衝を担当する被官として地域を越えた活動を示す。六角氏権力の意志伝達は、「地域支配の窓口」ところとした特定の分野の担当者が相互に補完することで成り立っていたといえよう。

以上、戦国期六角氏の支配は、こうした個々の被官に依存する形で行われていたことを明らかにしてきた。六角氏は、彼らを観音寺城内に集めることで、権力としての求心性を維持することができた。これにより、彼らが支配領域に拠点を設け、地域権力化することを防いだのである。

また、六角氏の意志決定に携わる奉書署判者には出自が不明なものが多く、観音寺城内で政務を執っていた可能性が高い。また、城内で訴訟裁定が行われていたことはよく知られるところである。観音寺城はまさに、六角氏権力の政治機能が集約した拠点であった。

観音寺城の特異な縄張構造は、後年の観音寺騒動や『六角氏式目』に引き付けて、一揆的な権力構造の反映であるとしばしば評されてきた。<sup>95</sup>しかし、観音寺城は六角氏の支配を担う権力機構が集まった場であり、地域で自生的に形成される一揆とは編成原理が本質的に異なる。

また観音寺城は、観音寺騒動後、権力体制を立てなおすため、現在残る形に整備されたと理解されてきた。<sup>96</sup>だが、軍事的・政治的に混乱を極めるなかで、あのような大規模な普請を行いたとは到底考えられない。「騒動後整備説」は、『六角氏式目』にみられるような一揆的な権力像と観音寺城の構造とを結び付けるという理論的要請の下、生み出されたといわざるをえない。

観音寺城の整備は、やはり官僚制の整備という観点から説明する必要がある。「金剛輪寺下倉米錢下用帳」によれば、観音寺城では弘治二年に石垣普請を伴う改修が行われている(第二章)。この年には六角義弼の元服が行われ、翌年義弼は家督を継いでいる。<sup>97</sup>観音寺城の改修には、次期当主を官僚機構が支えていくことを内外にアピールするねらいも込められていたのではなからうか。

## (2) 六角氏権力にとっての地方寺社

六角氏権力は、地方寺社と関係をもつことで以下のようなメリットを得ることができた。

一つは、寺社がもつ豊かな経済的・人的資源を利用できることとである。六角氏は地方寺社に対し、礼錢・兵糧米・材木などの物質的な資源だけでなく、職人・船頭・物資運搬用や在番の人足など人的資源の供出をしばしば求めた。こうした種々の賦課が、地方寺社のもつ多様な社会的機能を前提に行われたことはいうまでもない。

もう一つは、寺社を地域支配の窓口として利用できるということで

ある。具体的には、①寺院の力を借りて行った堤普請（第一章）、②地域で起きた相論の裁定における窓口としての役割（第一章）、③諸浦からの船頭の徴発（第一章）や、人足・職人の徴発（第二章）、④寺社を核とした国人・土豪の一揆への対峙（第二章）などの事例を挙げることができる。寺社を介して地域の諸集団に対峙する方法は、寺社が多様な社会関係をもった近江国ならではの支配方式といえよう。

一方、一六世紀中葉以降、六角氏権力は地域の諸集団に直接対峙する志向性もみせるようになる。「御中間」を派遣して諸集団に対して強制力を発動するようになったのである（第二章）。「御中間」は、①権力の命令を強制執行する場合、②寺社や村落などの諸集団からの要請に応じて強制執行を行う場合などに派遣された。

①の代表的な事例としては、弘治三年（一五五七）の伊勢国進攻に際し、得珍保（東近江市）に俵を運ぶ人足を要求し、「於難渋者、以御中間可有譴責由、被仰出候也」と強制力の発動をちらつかせたことが知られる。この時得珍保は、百姓の多くが六角氏被官について出陣しているため、応じられないということを、「御中間奉行」である宮木賢祐に伝えている。<sup>98</sup>

【史料7】谷重継書状（『今堀日吉神社文書』一一六）

此御返事可承候、明日ハ五時より行候而可然候、  
態以折紙申候、仍人足之儀付而、宮木殿へ人を遣、上儀御内儀た  
つね申度候ニ付而、瓜一荷可遣由候、其談申候へハ、はや此儀  
ニ先日瓜一荷被遣候、又同道候、然者大儀ながら両種一荷被遣可

然候、太尾城迄ハ七里あまりあるへく候間、何ニ二日か、り可申候、人足其方にて被仰付候て可然候、酒其方にて樽被調候へく候、いやと申候も候ましく候、何に宮木殿御中間奉行事候間、其分にて可然候、

一のし二百本、此方候、返事次第持せ可遣、  
一すし・あらまきニ、其方にて御させ候へく候、  
一公文同前ニ書状調候て、明日早々可進候、たしかに御返事可承候、恐々謹言、

谷孫左衛門尉

七月十八日

重継（花押）

源左衛門殿

弥左衛門殿

弥兵衛殿

其外下四郷惣分まいる

右の史料にみえる「御中間奉行」宮木賢祐は、得珍保からの申し出を受け、六角義賢に判断を仰いでいる。「御中間奉行」は御中間のとりまとめを行う組織であるが、派遣の是非は当主の判断に委ねられていたようである。いずれにせよ、御中間による強制執行が行われるなかで、それをとりまとめる「御中間奉行」という機構が形成されたことは注目される。

②の事例としては、第二章の例の他に、次のようなケースがある。

【史料8】馬淵塩屋小五郎請状（『今堀日吉神社文書』一三四）

今度たなかいより塩商人之儀付而、岡屋山上へ御中間以なしかけの御成敗被付候、雖然、理不尽之間、従今堀之郷被成御申儀理運之間、則御中間はいふせん式百文、たなかいより取返而遣之候、仍而為後日状如件、

馬淵塩ヤ

弘治三年巳ノ霜月廿三日 小五郎(花押)

保内

今堀郷まいる

弘治三年(一五五七)、田中江と今堀郷が塩商人のことで対立し、田中江の要請に応じて、六角氏は岡屋・山之上【図3】へ御中間をもつて成敗を下した。これに対し、馬淵の塩屋小五郎は今堀の主張に理があるとし、御中間が取った「はいふせん」(配符銭。御中間派遣に要する費用か)を、田中江より取り戻すことを請け負った。

ここでは、六角氏が田中江の要請に応じて「御中間」を派遣していることが注目される。戦国期の六角氏は、地域間紛争を強制力をもって解決しようと志向していたことがうかがえる。

「御中間」の役割が大きくなるにつれ、その組織化・統制が図られる。戦国末期の御中間は、「一の御中間」「二の御中間」と、階層もしくは役割で区分がなされていたことが「金剛輪寺下倉米錢下用帳」からうかがえる。彼らを統括するのが先述した「御中間奉行」であろう。このように「御中間」による譴責の体制が整備された背景には、譴責を受ける側と求める側の双方が集団として成熟していたことがあ

ったと考えられる。

譴責を受ける側である、戦国期村落が自治を強め、加地子など種々の得分を留保していたことは、宮島などが論じている。六角氏権力が地域支配の窓口として位置づけた地方寺社では、こうした動向に十分に対応することができなかった。時代は下るが、永禄八年(一五六五)

一月三日に六角氏が永源寺(東近江市)に出した奉書には「飯高寺領事、諸公事免除無其隠処、背先規近年宿代官・百姓等号地下支配、恣徳分米引取云々、并田島不得内檢立毛苜取、剩為百姓所行引率近所隣郷、押免相行、一行不納」とあり、永源寺の得分を百姓らが確保したり、近所隣郷を率いて損免を獲得するような動向があったことがわかる。六角氏権力は、このような問題を自ら解決することで、地方寺社を窓口とした地域支配体制を補完するとともに、地方寺社の権益を保護したのである。

譴責を求める側について、史料8で田中江の求めに応じて御中間が派遣されていることから、この体制が宮島のいう団の権益保護をも念頭に置いたものであったことがわかる。六角氏は団を譴責するだけではなく、その権益を保証する志向ももったのである。

このように「御中間」の派遣は、地方寺社や社団などあらゆる集団にとつて、その権益を抑制したり、保護したりすることが可能な「手段」であった。これは、様々な集団の論理が交錯する戦国社会に柔軟に対応しうる体制として評価することができよう。

ただし、「御中間」を六角氏の強制力として位置づける体制には大

きな限界があった。先の保内と田中江との相論では、「御中間」を派遣しておきながら、最終的には相手から配符銭を取り返すという実力行使で解決が図られた【史料8】。御中間による強制執行は、地域の矛盾を解決する手段としていつも効力を発揮しえたとはいいがたい。また、弘治二年（一五五六）、金剛輪寺は三上氏に「御中間」の派遣を求めている（第二章）。「御中間」は六角氏に直属し、「御中間奉行」がそれを統括するはずであったが、実際には六角氏被官が独自に中間を派遣して譴責することもあったのである。

以上、戦国期六角氏の地域支配が、寺社を介した間接的な地域の把握から、直接諸集団に対峙する方向へと徐々にシフトしていく様子があることがわかる。だが、後者が主流を占めることはなく、双方が混在する状態で戦国末期を迎えることとなった。

### （3）地域社会における六角氏権力の位置

前節でみたような種々の賦課を寺社が一定程度容認した背景には、次のように寺社が六角氏権力に依存する面があったことが指摘できよう。

第一に、六角氏権力は圧倒的な軍事力を背景に、寺社の安全や権益を保証した。戦争が起きると、寺社は上位権力に対して安全や権益保護の文書や制札を求めた。宮島は寺院の軍事力を高く評価するが、少なくとも長命寺や金剛輪寺が六角氏や京極・浅井氏などの戦闘に軍事力として加わった形跡は見受けられないし、ましてや自身が戦闘の主体となることはなかった。寺院が武力をもったこと自体は否定しな

いが、それを行使して自身の安全を守ることは実際にはなかったといえよう。

第二に、六角氏権力は強制力を発揮して地域の紛争を解決した。寺領などで起きた相論の裁定を六角氏に委ねたり、その決定を「御中間」をもって強制執行することを期待している。

第三に、六角氏権力は周辺諸勢力からの違乱を抑止した。地域の国人や土豪、あるいは六角氏被官などは、自身の利害に基づき寺社に様々な要求を行った。それに対抗するためには、六角氏権力の支持が不可欠だったのである。

二節の検討結果をも踏まえれば、六角氏の地域支配は地方寺社との相互依存関係に基づいて行われていたといえることができる。

しかし、寺社のもつ関係は六角氏のみならず、多元的な権力秩序が形成されていたからである。特に第二章の事例で顕著であったが、六角氏の意向にかかわらず、地域の問題を解決しようとする国人（地域権力）や、荘園鎮守を紐帯とした国人・土豪の一揆が戦国期を通じて存続していた。寺社はそれぞれと個別的に関係を結び、状況に応じてその関係を使い分けることで自己の権益を保持したのである。

### おわりに

本稿では、長命寺と金剛輪寺に残る帳簿史料を手掛かりに、六角氏の支配の性格を戦国期の地域社会のなかで考えてみた。以下の三点が

成果といえよう。

第一に、六角氏の地域支配方式の大枠を示すことができた。六角氏の支配は、観音寺城内にいた有力被官を「地域支配の窓口」と位置付け、「使者」や中間、場合によっては地域の国人・土豪を現地に派遣することで行われた。権力支配を担うメンバーは、それぞれに独自の利害をもって地域に対峙していた。六角氏はそれを一定程度容認した上で、観音寺城を定点に緩やかに統合し、権力の求心性を維持していたのである。

第二に、六角氏と地方寺社との相互依存関係を明らかにすることができた。すなわち、六角氏が地方寺社の様々な社会関係や機能を利用する一方、地方寺社は六角氏に自己の安全や権益の保護を求めた。こうした関係性は、寺社が戦国期になっても多様な社会的機能を維持しつづけた近江国の特質の一端を示しているといえよう。

第三に、六角氏に収斂されない多元的な権力秩序があったことを指摘した。近江では、六角氏を最上位に位置付けながらも、地域権力や国人・土豪の一揆が独立して地域に影響を与え続ける状況が戦国期を通して確認できる。

六角氏の地域支配構造は、戦国期近江の地域社会に対峙するなかで歴史的に形成されたものと評価できよう。こうした支配構造は、諸勢力の微妙なパワーバランスの下、戦国末期まで維持されることとなる。

六角氏は村落と直接対峙する志向性をみせるものの、実際には地方寺社や一揆結合など様々な集団との関係性に規制を受け続けていたといえよう。共同体を単位に支配を実現した近世権力とは、権力の性質が

大きく異なるのである。そうした観点からすると、六角氏を戦国大名と捉える議論<sup>(8)</sup>には疑問がある。

また、六角氏を戦国期守護と捉える見方<sup>(9)</sup>では、六角氏が前代の守護に依存した支配を否定し、地域の実情に応じて柔軟に支配体制を形成した面を評価できない。一六世紀初頭以降の支配の安定化を幕府との関係のみで語ることはできない。

戦国期の六角氏は、既存の「戦国大名」「戦国期守護」といった概念ではもはや捉えることのできない存在といえよう。こうした多様な属性をもつ権力を理解するためには、共同体との関係や守護公権、地方寺社の有する社会的関係など様々な要素を地域のなかに構造的に位置づけることが必要である。とりわけ、畿内近国では「地域から権力をみる」視点が重要である。そのためには、地域に残る史料に真摯に向き合うことがまず求められると考える。本稿は、その一つの試みである。

本稿は、長命寺・金剛輪寺周辺という限られた地域を対象としたが、六角氏権力の性格を全面的に明らかにするためには、戦国期の近江一国の権力構造を分析し、そのなかで六角氏支配の意味を考える必要がある。そうすることで、本稿の検討結果を正しく位置付けることが可能となるであろう。この点については、今後の課題としたい。

#### 【註】

(1) 勝俣鎮夫「六角氏式目の所務立法の考察」『岐阜大学教育学部研究会報告・人文科学』一七、一九六八年(のち、同『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年、に再録)。



- (2) 勝俣鎮夫「戦国時代論」(岩波書店、一九九六年)。
- (3) 山室恭子「中世のなかに生まれた近世」(吉川弘文館、一九九一年)など。
- (4) 天野忠幸「三好氏の畿内支配とその構造」(『ヒストリア』一九八、二〇〇六年)。
- (5) 今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」(『日本史研究』二七八、一九八五年)、川岡勉「室町幕府と守護権力」(吉川弘文館、二〇〇二年)など。
- (6) 代表的な研究は次の通り。畠山氏の研究として、小谷利明「畿内戦国期守護と地域社会」(清文堂出版、二〇〇三年)、および弓倉弘年「中世後期畿内近国守護の研究」(清文堂出版、二〇〇六年)、細川氏の研究として、古野貢「中世後期細川氏の権力構造」(吉川弘文館、二〇〇八年)、赤松氏の研究として、野田泰三「戦国期における守護・守護代・国人」(『日本史研究』四六四、二〇〇一年)がある。
- (7) 宮島敬一「戦国期における六角氏権力の性格―発給文書の性格を中心として―」(『史潮』新五、一九七九年)。
- (8) 宮島敬一「近江における戦国大名権力と村落―「公」をめぐる確執―」(『中世の村と流通』(吉川弘文館、一九九二年)。
- (9) 宮島敬一「戦国期地方寺社の機能と役割―近江国の寺社と地域社会―」(『研究紀要』二二、佐賀大学教養学部、一九九〇年)。
- (10) 今岡典和「戦国期の幕府と守護―近江守護六角氏を素材として―」(『ヒストリア』九九、一九八三年)、同「六角氏式目の歴史的位置」(有光友學編『戦国期権力と地域社会』(吉川弘文館、一九八六年)。
- (11) 寺社のもつ宗教的側面と権力との関係を問う研究は多い。湯浅治久は、坂田郡の大原観音寺と奉公衆の大原氏を例に、大原氏が荘園鎮守社である大原観音寺の宗教的機能を取り込むことによって、「公方」の公権を實體たらしめたと論じた(『中世後期の地域と在地領主』吉川弘文館、二〇〇二年)。湯浅は、権力と寺社との関係性を「宗教的秩序の取り込み」という非常に抽象的なものとして捉えているが、宮島のような「地域に開かれた」寺社のイメージを前提とするならば、権力の寺社への関
- 与は宗教的関係のみで説明できない。
- (12) 仲村研「沖島のうつりかわり」『びわ湖の專業漁撈』(滋賀県教育委員会、一九八〇年)、鍛代敏雄「戦国時代の関所についての一試論―近江国沖島の湖上関をめぐって―」(『日本歴史』五〇七、一九九〇年(のち、『関所史論―戦国期の新関―』というタイトルで、同「中世後期の寺社と経済」思文閣出版、一九九九年、に再録)、鈴木敦子「戦国期における湖東地域の商・職人編成」永原慶二編『大名領国を歩く』吉川弘文館、一九九四年(のち、同『日本中世社会の流通構造』校倉書房、二〇〇〇年、に再録)。
- (13) 『長命寺古文書等調査報告書』(滋賀県教育委員会、二〇〇三年)にて、中世文書のすべてが翻刻された。そのうち、帳簿史料を年代順に並べ、表1に整理した。
- (14) 下坂守「近江守護六角氏の研究」(『古文書研究』一二、一九七八年)など。
- (15) 村井祐樹編『戦国遺文 六角氏編』(吉川弘文館、二〇〇九年)一一二号、『長命寺文書古文書等調査報告書』一一〇号。以下、それぞれ戦一一、長一二〇と表記する。
- (16) 『五百文 同十五日、用木事二九里殿タル代』(長一〇三)、「一升五合 九里殿ヨリカヤサラキリ上□衆□□」(長二六九)、「六升 七月二日、九里殿若衆十二人キホウ竹切三上ノ時、飯米三下」(長二七〇)。
- (17) ただし、深尾氏と三上氏は池田氏を介さずに勸進銭を渡している。深尾氏は、後述するように、六角氏の湖上勢力との折衝を広く任されており、長命寺とも個人的に関係をもっていたと考えられる。三上氏については第二章で詳しく論じるが、旧守護代の家で、六角氏当主の意を必ずしも前提とせずに金剛輪寺と関係を結んだ。長命寺周辺への支配の形跡はうかがえないが、池田氏を介さずに長命寺に入り込んでいたとすれば、三上氏は権力内ではかなり特異な存在と評価できよう。
- (18) 天文四年一月一〇日、京極氏旧臣、多賀貞隆が六角方へ寝返ったことを受け、京極氏の軍勢が多賀貞隆を攻めた。同二月一八日、定頼は多賀貞

- 隆を助けるために北郡へ派兵した(宮島敬一『人物叢書 浅井氏三代』吉川弘文館、二〇〇八年)。天文四年八月から九月にかけて、恐らく「北郡御陣」に連動して、別所氏に合力するために池田大和守ら六角氏の軍勢が高島郡に出陣した(長二七三)。
- (19) 「六角定頼書状写」『古証文』四(戦二五三、二五七、二五九、二六三)。  
 「六角定頼書状写」『集古文書』六七(戦一一〇一)。
- (20) 「六角義賢書状写」『黄薇古簡集』二(戦一一三四)。
- (21) 村井祐樹「戦国期佐々木六角氏家臣名の再比定」(『日本歴史』七三五、二〇〇九年)。
- (22) 「六角氏家臣書状写」『古証文』二(戦九五五)。
- (23) 「伊藤家引付」『比良山系における山岳宗教の調査報告書』(元興寺文化財研究所、一九八〇年)。
- (24) 弘治三年、得珍保(東近江市)の両沙汰人が六角氏からの人足賦課を免れるために提出した史料)によると、得珍保には「池田被官人」と「同三郎左衛門与力」がいたようである(「得珍保両沙汰人書状案」『今堀日吉神社文書』(戦七七六)。「戦国遺文 六角氏編」の編者である村井祐樹は、この池田氏を左衛門尉高雄に比定している。もしそうであれば、本稿の結論とも合致する)。
- (25) 大塚活美「大塚城跡とその周辺」(『近江の城』九、一九八四年)。
- (26) 前掲註12鍛代論文。
- (27) 「六角定頼書状写」『鳥記録』(戦三九四、四〇二)。
- (28) 「六角義賢書状」『安土城考古博物館所蔵文書』(戦七一九)。
- (29) 「一升 二月廿六日、御陣札銭取ニ横関中間又六方登ル、一宿、飯米下」(長二七二)、「二升五合 七月一日、御中間横関衆勸進酒仕候、酒所望ニ来候新四郎方藤七・又六・中間上下四人飯米下」(長一四三)、「一升五合 十日、横関御中間浜江来、雨フリ逗留候、飯米下」(長一四八)。
- (30) 「七升 八月十九日、大和殿内長田源四郎方竹所望時、奉行中・承仕役人各々飯米下」(長一三九)。
- (31) 「七升 二月廿四日、禅林坊へ例講業・峯中老衆礼二可遣由、大和殿ヨリ奉行深尾次郎衛門方登ル時、其他承仕・役人衆各々飯米下」(長一四〇)。
- (32) 永祿二年、深尾天沙は肥田城攻めでの活躍を誇る旨の書状を沖島名主中に出している(「深尾天沙書状」『沖島共有文書』(戦七九二)。「永祿四年には、深尾賢治が竹生島に對し、多胡氏の日供米押領に關する六角氏の決定を伝えている」(「深尾賢治書状案」『竹生島文書』(戦八五〇)。
- (33) 浅小井にて舟の停泊や物資輸送が行われていたことは、「下用帳」よりうかがえる(「四升五合 卯月十日、大和殿京へ御上ノ時、浅北井ヨリ送船ヒラタ二艘船人・若衆・中間上下七人飯米下」(長一四二))。
- (34) 久留島典子「湖西の一堺相論から—近江小松伊藤氏とその文書—」(『還かなる中世』七、一九八六年)。
- (35) 「一升 分田ノ注文ノ取事延引ノ由、大和殿ヨリ中間来、飯米下」(「一升 同廿二日、分田ノ事ニ年行事・同幸善坊罷上候へと大和殿中間来、一宿、飯米下」(「一升 十二月十一日、分田ノ事ニ辻ノ弥三郎・年行事參候へと大和殿中間来、飯米」(長一四五))。
- (36) 「一升 同七日、国ヶ庄代物以無事ニ成候、大和殿ヨリ御案内中間一宿来、飯米」(長一四五)。なお、同じ要件で小森藤衛門の中間も長命寺を訪れている(「一升 十二月十七日、国ヶ庄落居代物下候へと被申候て返事承候へと、藤衛門方中間弥二郎、飯米下」(長一四五))。小森氏は小森(近江八幡市)にいたと思われる勢力である。後に池田氏は、六角義賢からの知行宛行を池田定輔を介して受けている(前掲註21史料)。
- (37) このことと、「下用帳」の記事とを踏まえると、小森氏は池田氏の従属下にあったと考えられる。
- (38) 「五升 二月十四日、御屋形様中間札銭半分堅押候由与三・孫六上下四人一宿、飯米下」(長一四一)。
- (39) 前掲註9宮島論文。
- (40) 「三升五合 九月十五日、北陣、サツマ舟共ノ事ニ八郎兵衛殿中間兩人仁保ヨリ来ル、一宿、飯米下」(長一四四)。
- (41) 「結縁交名断簡」(長二九五)。
- (42) 前掲註12鍛代論文。

- (43) 鍛代は長命寺を「六角氏の廻船奉行」と評価する（前掲註12鍛代論文）。これには、豊臣秀吉より琵琶湖水運を統括する役割を付与された、「船奉行」芦浦観音寺のイメージが投影されているものと思われる。しかし、六角氏権力は長命寺の湖上交通権を保証していたわけではなく、むしろ長命寺のもつ既存の交通網を利用していた。湖上交通を一元的に統括していたかのような印象を与えかねない「廻船奉行」という言葉で、六角氏と長命寺の関係性を説明することは適当でない。六角氏の湖上支配を湖上勢力との個別契約関係に基づくものであったとする高木叙子の見解（「文献からみた芦浦観音寺館跡」「中世末期湖上水運における芦浦観音寺の位置づけについて」）『芦浦観音寺跡総合調査報告書』（草津市教育委員会、二〇〇三年）を支持したい。
- (44) 「九斗四升<sup>六分</sup>□月四日・五日両日、高木普請中食等寺五十一人、浜十九人給候、其外用意ノ役人私参候人足加飯米下」、「一升 同三日、高木庄ツ、ミノ<sup>諸</sup>請人足ノ事中間来ル、一宿、飯米下」〔長一四二〕。
- (45) 前掲註6小谷著書。
- (46) 牧庄内には長命寺領があった（「賢祐田地寄進状」〔長九五〕、「嚴覚田地寄進状」〔長九九〕、「中庵至源等連署畠地売券」〔長一一五〕など）。
- (47) 『秦荘の歴史』一（秦荘町史編集委員会、二〇〇五年）。
- (48) 福持昌之「中世文書から見た豊満神社」「豊満神社下之郷の馬頭人―初午のピシャトウの行事を中心に―」（『愛知川町史研究』一、二〇〇三年）など。
- (49) 浜中光永『天台宗金剛輪寺史伝』（金剛輪寺、一九六六年）。
- (50) 前掲註9宮島論文。
- (51) 『秦荘の歴史』四（秦荘町史編集委員会、二〇〇九年）にて、「金剛輪寺下倉米銭下用帳」と呼ばれる帳簿史料群がすべて翻刻されたが、年代比定などをめぐってやや問題が残る。表5で「下用帳」の年代比定と断簡の整理を試みた。以下、特に断りのない限り、本稿で「下用帳」を引用する場合は、表5の史料番号に基づき「金一」といった形で表記する。
- (52) 前掲註18宮島著書などを参照した。
- (53) 例えば、明応五月末、京極氏が石丸利光らを破り、戦況が落ち着いたことを受け、金剛輪寺は礼銭を進上している（「一升六月二日 中務少輔殿へ北郡静謐御礼可出路次尋二、小野太郎と衛門殿へ侍従持行人夫食」〔金二三〕、「二升六月十五日 就北郡静謐中書へ御礼樽持行人夫食」〔金二四〕）。
- (54) 「二百文 制札時、筆者方へ出」〔金四〕。
- (55) 「七十文 多賀新さ衛門殿ヨリ廿貫錢被懸時、箕浦殿二付侘事申間、礼樽代」〔金七〕。
- (56) 「一斗四升 同時、安食新四郎殿先度兵粮米被懸候時、取合被申間、其礼樽代」〔金一七〕。
- (57) 両名とも愛知郡の豊満神社の神領経営に携わっていたことが知られる（「豊満神社記録」〔「近江愛智郡志」五〕）。
- (58) 「二百文 公方様御判可申由衆議にて実養房まかりへ御出時、神子田方へ礼」〔金五〕。
- (59) 前掲註48福持論文および『多賀大社叢書 文書編』（多賀大社社務所、一九八三年）。
- (60) 前掲註10今岡論文（一九八三年）。
- (61) 「豊満神社記録」〔「近江愛智郡志」五〕および「豊満大明神御渡り次第」（前掲註48福持論文）。
- (62) 大高康正「中近世における本願の社内定着化―近江国多賀社本願不動院を対象に―」（『山岳修験』四一、二〇〇八年）など。
- (63) 『御法興院記』明応一〇年七月七日条。
- (64) 前掲註14下坂論文。
- (65) 天文二年の「下用帳」にその名がみえる。  
□□之儀、高野瀬殿より□□無□□条、理不尽ニ於合儀者、為寺□□  
□□三上殿へ注進可申由被申□□□□（金三〇）。
- (66) 「八升 同、今度常永事ニ、三上殿へ礼申候へと被仰候て十介方・三上殿衆御出、飯酒」〔金六九〕。
- (67) 「八升 御屋形様惣人所下石垣打可申之由被仰出、谷十介方被来候、上

- 下一宿飯酒」(金七一)、「二斗六升 上之御石垣之事二三上殿使者十介方、賄之事西座申通被仰候て御出之時、上下両度飯酒」(金七三)。
- (68) 「二斗四升 谷方矢筥立之事申候て来候間、樽遣候」(四升 矢筥立可来案内二十介方被来候、飯酒」(金七七)、「二斗 三上殿矢筥立之時十人ノ飯酒」(金七九)。これを受け、金剛輪寺は矢筥を観音寺城と蒲生郡の武佐(近江八幡市)へ持って行った(二升 同、矢筥観音寺へ持行臨時食)「二升 同、武佐へ持行臨時食」(金七八)。この時、三上氏は観音寺城にいたことがわかる。また、後述するが、武佐には谷氏の居館があった。
- (69) 「三貫文 三上殿恒例錢遣也、請取有之、谷中務方へ遣也」(金六二)、「三貫文 三上殿恒例錢渡候、但谷藤七郎方へ渡申候、請取在之」(金八八)。
- (70) 「七十二文 日吉大夫式日相過、能を可仕之由申候、然共、先年御侘申上、三上殿折紙在之間、其通観音寺へ申届時、両三度上下二人飯料」(金六一)。
- (71) 前掲註7宮島論文など。
- (72) 仲村研『中世惣村史の研究』(法政大学出版局、一九八四年)、伊東和彦「戦国大名六角氏下の訴訟手続きについて―永祿年間保内・枝村紙荷相論を素材にして―」(『史観』一四、一九八六年)など。
- (73) 「滋賀県中世城郭分布調査報告 四(滋賀県教育委員会、一九八六年)。
- なお、天文五年、武佐で火事が起こった際に、金剛輪寺は折紙を送っている(「一升、むさの火事ニ付、谷方へ折紙遣食」(金五一))。武佐に谷氏の館があったことを傍証する事例として注目される。
- (74) 「谷氏年貢算用状」『金剛輪寺文書』(東京大学影写本)。谷氏の年貢算用状が金剛輪寺に伝来したということは、谷氏所領の算用を金剛輪寺が行ったことを意味する。武家の所領支配を請け負う金剛輪寺の力量がうかがえ、興味深い。
- (75) 天文五年に「右近大夫」として「下用帳」に初めて登場し、天文一一年以降、「右馬允」を名乗るようになる。
- (76) 前掲註22村井論文。
- (77) 西島太郎「高島の在地領主と佐々木越中氏」(木津荘・清水山城館跡現況調査報告会 資料「中世 高島の村落と領主」二〇〇七年)。なお、同じく高島七頭の一人であった永田氏の一族で、戦国期に六角氏の被官となり、湖東に基盤をもつようになった者がいた(小風真理子「戦国期近江における湖上ネットワーク―佐々木永田氏の場合」『史学雑誌』一〇六一三、一九九七年)。同様の現象が能登氏でも起きていたとすれば、近江の在地領主家の分裂を広く確認できることになり、戦国期近江の権力構造を考える上で重要な論点となる。
- (78) 「四十八文 石寺千部経被仰付時、経数宿事、旁能登右馬允殿へ談合御登城時、二人分二度飯料」(金六二)。
- (79) 「百卅文 同、礼御出ノ時、上下六人二度飯料、路次錢加定、此時、万蔵闕所物事、寺家向後不可□成双方間、為 上様評詔能登右馬允殿依御扱相果者也」(金六〇)。
- (80) 同地では「鈴村堀源左衛門」「鈴村帯刀信景」といった名が売券や寄進状にみえる(『下麻生区有文書』・『広田神社持回文書』・『大森区有文書』(『蒲生町史』四))。
- (81) 「廿四文 政所役巡路に被仰付候へと寺奉行へ申時、夕飯二人分」「廿四文 同事二重而廿日在城任時、夕飯二人」「卅六文 十二月廿八日二寺奉行より登城候へと被申候時、年行事・使節兩三人罷上候時、夕飯」(金六四)。
- (82) 「諸寺庵方、為寺奉行并執次、雖非分之儀申懸、不可有承引事」(『六角氏式目』九条(佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集三 武家家法I』岩波書店、一九七三年))。
- (83) 佐藤圭「朝倉氏と近隣大名の關係について―美濃・近江・若狭を中心として―」(『福井県史研究』一四、一九九六年)。
- (84) 「三升 御けんふく之事、機折ニ申付候時、西座役者共のませ候酒」(金七二)。
- (85) 六角氏被官である。下内太郎左衛門尉が六角義弼書状を多賀大社に通

- 取り次いでいる（「六角義弼書状」『多賀大社文書』（戦二二二））。
- (86) 天文二〇年に作成された「豊満神社氏人連署状」（前掲註48福持論文）に「杉立孫九郎高政」「杉立藤右衛門尉高秀」が名を連ねている。
- (87) 「十八文 長野小太郎名公方年貢不入候間、寺家へ可有催促之由候て、下内殿・藤井方来候、酒代、色々催促申候返申也」「六十六文 同小太郎名公方年貢米兎角被仰、不入候間、寺家へ可有催促とて下内殿・杉立右近方兩人より使者来時、酒代、色々理を上様へも申上候間、其一途間事延返事申也、酒肴代」（金六五）。
- (88) 天文五年、長野郷名代が年貢米を金剛輪寺に納めている（「四升 長野名代小太郎・中兵衛おやこ已上四人、米持上候時、酒」（金四八））。また同年、名代が長野郷の年貢納入を請口（年貢定額納入契約）にするよう金剛輪寺に要請している（「兩名代三人来候て、前之長野郷請口やれ候て重而調二罷上、三日逗留仕、中拾人御方なども參候て御理申由候時、六度之飯酒」「長野兩名代、重而請口之事仕度之由申候て来候、二人一宿之飯酒」（金四七））。
- (89) 「廿四文 同公方年貢旁寺家迷惑仕候間、急度被仰付候へと申候て、能登右馬允殿仁使節上申候時、上下二人飯料」（金六五）。
- (90) 「一斗二升 出錢未進共多候間、三上殿江御中間之事申候て遣候樽一ツ」（金七二）、「四十八文 機折錢共未進旁付之而、依談合御中間事申上候時、上下四人分飯料」（金六五）。
- (91) 「一斗六升 押立木堤伐候事、一切二御停止之御成敗持被来候、目賀田殿より御中間相副御成敗候安文在之」（金七三）。
- (92) 「二百卅二文 目賀田殿年始之樽一荷之代」（金八六）。
- (93) 「押立神社板札文書」（『近江愛智郡志』四）に「神□ 中村庄右衛門」とある。
- (94) 「二斗四升 恒例錢利分可取之由種々被申候間、以中村殿を理を申候間、樽壹荷」（金七〇）。
- (95) 勝俣鎮夫「観音寺城雑感」（『観音寺城と佐々木六角氏』三、一九七九年）、千田嘉博「織豊系城郭の形成」（東京大学出版会、二〇〇〇年）

など。なお、近年では寺院と城郭との併存を考える必要性も提起されており（藤岡英礼「山寺の景観変遷について―観音正寺を中心に―」「忘れられた霊場をさぐる―山寺のうつりかわり―近江南部の山寺をさぐる―報告集」財団法人栗東市文化体育振興事業団、二〇〇七年）、権力構造と城郭の構造とをストレートに結び付ける見方は成り立たなくなっているといえよう。

- (96) 村田修三「観音寺城の縄張」（『観音寺城と佐々木六角』一、一九七七年）など。
- (97) 「近江蒲生郡志」二。
- (98) 「得珍保両沙汰人書状案」「今堀日吉神社文書」（戦七七六）。
- (99) 仲村研編『今堀日吉神社文書集成』（雄山閣出版株式会社、一九八一年）。
- (100) 「御中間」を田中江の中間と解釈する説もあるが（『竜王町史』上、竜王町役場、一九八三年）、それでは「御成敗」が誰によるものなのかを説明できない。
- (101) 「二百五十文 一ノ御中間年始礼出之」「二百五十文 同、二ノ御中間年始礼出之」（金八六）。
- (102) 「永源寺文書」二二五（『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』滋賀県教育委員会、一九九八年）。
- (103) 前掲註7、9宮島論文。
- (104) 前掲註10今岡論文。

【付記】

本稿は、平成二二年一月一三日に大阪市立大学へ提出した修士論文の第二章を大幅に書き直したものである。ベースになる報告は、同年三月一四日に大阪歴史学会中世史部会にて行った。本稿の執筆にあたり、仁木宏先生をはじめ、大阪市立大学中世史研究会の方々から多くのご指導を賜った。記して御礼申し上げたい。

（大阪府立大手前高等学校）